

# 子ども・子育て会議（第6回）

## 議 事 次 第

日 時 平成25年9月13日（金） 9：30～12：00

場 所 中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) 保育の必要性の認定について
- (2) 認定制度について
- (3) その他

### 3. 閉 会

#### [配付資料]

- 資料 1 保育の必要性の認定について
- 資料 2 確認制度について
- 資料 3 平成 26 年度関連予算概算要求の概要
- 資料 4 - 1 社会保障制度改革国民会議報告書（概要）
- 資料 4 - 2 社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について
- 参考資料 1 委員提出資料
- 参考資料 2 保育所待機児童の解消について

○無藤会長 それでは、定刻かと思しますので、「第6回子ども・子育て会議」を開始いたします。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。委員の御出欠について御報告申し上げます。

秋田喜代美委員、尾崎正直委員、清原慶子委員、佐藤博樹委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

なお、尾崎委員の代理として井奥和男様、清原委員の代理といたしまして竹内富士夫様に御出席をいただいております。

以上、本日25名中21名の委員に御出席をいただいております。定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

なお、資料につきましては議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料までお配りしてございますので、漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、前回に引き続いてでございますけれども、初めに「保育の必要性の認定について」、70分程度の予定で御説明、御議論をお願いいたします。続いて、2番目に「確認制度について」は60分程度での御説明、御議論をお願いしたいと思います。

「保育の必要性の認定について」「確認制度について」、いずれにしても論点は多岐にわたってございます。これまで、何回かの会議で議論を重ねてまいりましたが、一定の合意が図れる部分も幾つかあると思いますので、それらにつきましては意見集約をしていくということを考えてございます。

もちろん、まだ本日、全てを決めるという段階ではないかと思しますので、議論を重ねるべきところは重ねていくということで御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、「保育の必要性の認定について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。

保育の必要性の認定につきまして、これまで何回か議論を重ねていただきました。1ページのところに若干、赤い線で書き直している部分がございますけれども、こちらはこれまでの議論の中で認定区分の呼び方につきましていろいろと御意見もいただいているところがございますので、こういったことを踏まえまして、今回を含めまして今後の資料の作成に当たりまして、なるべくこういった言い方にしてはどうかということで書いたものでございます。

続きまして、具体的な中身のところでございますが、4ページ以降のところ御説明をさせていただきたいと思っております。保育の認定にかかわりまして、まず1点目は「事由」ということになるわけでございますけれども、先ほど座長のほうからもお話がございましたように、前回まで相当御議論をいただきました中で、ある程度整理できるのではないかとと思われるところにつきましては対応案として整理を試みたものでございます。

それから、今後、自治体において実際の業務を行っていただくに当たりましてシステム構築ということを行っていく必要がございます。このシステムを構築するに当たりまして、どのぐらいのシステムテーブル数を見込んでおけばよいのか。そういった事項については、どこのところで線引きをするのかといった細かい点については引き続き御議論もいただきたいと思うわけですが、例えばどういうふうな項目があり得るのかという、その項目の数にかかわるような事項につきましては比較的早目に方向性をお出しいただければ、このシステム構築の関係では大変ありがたいと思っていますのでございますので、その点を御承知おきいただければと思います。

それで、まず「事由」というところでございますけれども、具体的に同居親族等がいる場合の取り扱いにつきまして1つ目の論点として5ページのところにございます。これまでいろいろな御議論をいただいてきたわけでございますけれども「対応方針（案）」のところで「新制度では、保護者本人の事由により判断することを基本とする」。それから、「その上で、同居親族等の支援を受けられない保護者との関係を調整指数における減点など、市町村の判断に基づき、優先度上の取扱いを考慮することを可能とする。また、その際、高齢や要介護など同居親族の心身の状況も併せて考慮することも可能とする。」ということで、基本的には同居親族がいるか、いないかにかかわらず、保護者のほうの本人の事由で保育が必要かどうかの判断をするということを基本といたしまして、その上で同居親族がいる場合といない場合とで優先度の判断を市町村の判断によってできるようにする。また、そのときにその同居親族が高齢、あるいは要介護といった方もいらっしゃるわけですので、そういった事情についても考慮することができることとする。こういう趣旨でございます。

続きまして、6ページから7ページのところで、今度は「就労以外の事由」というところを書いてございます。これまで「就労以外の事由」の中でも特に求職活動、あるいは就学、資格取得、あるいは家族の介護や看護、こういったところにつきまして御議論をいただいております。

これを整理しまして7ページのところでございますが、「対応方針（案）」といたしまして、「各市町村における取扱いの平準化や広域利用時の対応を考慮して、これらの事由については、なるべく明記することとし、特に、「求職活動」、「就学」についても明記する」。そして、「同居親族の介護」には上記の御意見にあるようなケース1、具体的には「第1子が小児慢性疾患や障害を抱え、常時、看護・介護を必要とするようなケース」についても対応していくこととする。こういった方向性で考えていってはどうかといったところでございます。

それから、8ページにまいりまして「就労以外の事由」の2つ目でございますが、児童虐待のおそれのあるケース、あるいは配偶者に対する暴力、いわゆるDV、こういったもののおそれのあるケースといった児童を取り巻く環境等に着目をして認められるようなケースについても事由として追加したらどうかというのが1つございます。

それから、「その他」ということの中で、育児休業にかかわる点も論点として挙げられてまいりました。

今の制度上の取り扱いもしているところを踏まえまして、「対応方針（案）」のところにございますが、保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所に入所していた子ども、つまり上のお兄ちゃん、お姉ちゃんということでございますが、それについては、1つは「次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合」、あるいは2つ目としまして「保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合」、これは継続入所を可能とすることとしてはどうか。

また、育児休業取得前に保育所等を利用しているケースで今、申し上げたような①や②のようなものに該当しないということで、育児休業取得によって一旦保育所を退所していただいて、育児休業からの復帰に伴って再度保育所等を利用するということを希望するような場合には、優先利用の枠組みの中で対応することとしてはどうか。こういった形で整理をしてみたものでございます。こういった点について、いろいろ御議論もあるかと思えますので、またこの後、御議論いただければと思います。

以上のところで、「事由」にかかわることを一旦整理してみますと9ページのところにございますが、左側に現在の児童福祉法施行令27条に掲げてます「保育に欠ける」事由というものが列挙されてますが、新制度におきます「保育の必要性」という点につきまして、先ほど来申し上げたような形で同居親族の取り扱いにつきまして優先度という形で調整をすることが可能。それから就労、それから妊娠、出産、保護者の疾病や障害、同居ないしは長期入院等している親族の介護・看護、これは小児慢性疾患なども含むということでございます。

それから災害復旧、起業準備ということも含めての求職活動、職業訓練校等における職業訓練も含むということでの就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業の取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、最後に10番目といたしまして、その他、上記に類する状態として市町村が認める場合ということでございます。

後ほど説明いたしますが、昨日、待機児童数の発表をしたわけでございますけれども、こういったところとの関連の中でも市町村によって何をもって待機児童とするか。すなわち、何をもって保育に欠けるかというところの判断基準が違うということに対して一定の批判もあるところでございます。

そういった点もある一方で、これまでの御議論の中で、やはり市町村としての一定の運用の幅というものが許容されるべきではないかといった御議論もあるところでございますので、10番のような形で、その他ということで市町村が認める場合というものを追加いたしております。

続きまして、10ページ以降が「区分」、あるいは「保育必要量」というところでございます。この中で、11ページのところで前回いただきました御意見の中から保育標準時間、

あるいは短時間の区分を設けることについてのメリット、デメリットを整理すべきではないかといった御意見をいただきましたので、後ほど説明させていただきたいと思っております。

また、これは公定価格の議論でございますけれども、保育の短時間というものが施設の運営に支障を来さないようにすべきといった御議論もいただきました。

そして、12ページのところでございますけれども、保育の標準時間、短時間、それから教育標準時間、こういった認定をすることによりまして、「保育標準時間」の場合にはフルタイムで両親とも就労する場合のおおむね現行の11時間の開所時間というものを利用可能な時間として保障していくことを基本とするという形で書いてあるものでございます。

それからまた、就労以外の事由の場合につきましても保育標準時間、保育短時間という区分をするかどうかという点が、もう一つ御議論としてございます。この中では「対応方針（案）」といたしまして、就労以外の事由につきましても、例えば親族の介護や看護におきましては、付き添いに必要な時間というものは人によってさまざまでございますので一定の区分を設けてはどうかということで、標準時間と短時間の区分を設けるということの基本としてはどうか。

一方で、「妊娠、出産」ですとか、あるいは「災害復旧」ですとか、「虐待やDVのおそれがあること」、こういった事由の場合にはなかなかそういった区分を設けるということの必要はないのではないかとといったことも合わせて提示させていただいております。

それから、先ほど申し上げました「保育標準時間」と「保育短時間」の比較のイメージでございますが、現行制度と新制度と比較いたしまして異なる点は、この認定区分を現行制度の中ではA時間以上ということで一律の区分にしているわけでございますけれども、これをA時間以上の中でもさらにB時間以上というところで区切ることによりまして2つの認定に区切る。

そして、これを保育料、あるいは利用定員との関係で見ますと、保育料につきましては現在応能負担の中で一定の額が決まってくるわけですが、新制度におきましては、その一定の額が決まってきたところに対しまして一定割合というものを保育短時間の場合には掛けた形で設定してはどうかということでございます。

また、利用定員につきましても現在は特段区分を設けずに一律という形になってございますが、標準時間区分と短時間区分のそれぞれ定員設定をするということも可能な形にすれば、こういった形が出てくるのではないかと思います。

保育料につきましては公定価格のところでの御議論ですし、また利用定員につきましても確認制度との関係の中での御議論ですので、一定の仮定を置いたものでございますけれども、こういったものをセットした場合のメリットですが、1つは保育の利用者負担につきまして、保護者がパートタイム就労による保育短時間認定を受ける場合には、現行制度よりも低額の保育料で保育を受けることが可能になるという点がございます。

それから、保育の受けやすさという点につきまして、保育所等が認定区分に応じた利用定員を設けた場合には、保育短時間認定の子どものその利用定員の範囲内においては保育

を受けやすくなるということが可能になるといった点がメリットとして考えられるかと思っております。

続きまして、少しデータが並んでおりますので後ろのほうに飛ばさせていただきたいと思っております。

それから、24ページのところにまいります、この保育の認定をするに当たりまして「保育短時間」の下限のラインをどうするのかということにつきまして、前回も月当たり64時間とか48時間とか、そういったラインがいろいろございますが、こういったところは市町村の実務と利用者には大きな影響があるという御意見をいただいているところでございますので書かせていただきました。

それから、28ページから今度は「優先利用」の関係でございますけれども、「優先利用」の中で28ページの「(2) 論点」のところの最初の丸にございますように、「優先利用枠」というものを設けてある程度絶対的に優先をさせるという方法と、それから必要性の認定に当たってのポイントの加重・調整などによって相対的な形での優遇措置を講じるというやり方があるということをお願いしてまいりました。

こういったことも踏まえて前回まで御議論いただいたわけでございますが、対応方針といたしまして29ページのところに案を書かせていただいております。待機児童の発生状況ですとか、あるいは事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点から踏まえたときに、調整指数上の優先度を高めるという相対的な形によりまして、優先利用を可能とする仕組みを基本としてはどうかと考えてございます。

ただ、虐待やDVを初め、そういった社会的養護が必要な場合には、やはり絶対的な利用というものが保障されるべきではないかというふうな御議論も前回まであったわけでございます。そういった点につきまして、より確実な手段である児童福祉法24条の第5項に基づく措置制度、これも併せて活用することとしてはどうか。

今回の改正の中で、従来ありませんでしたこの措置制度が児童福祉法の改正により創設されておりますので、こういったものを活用することによって確実な利用の保障というものができるとはどうかということでございます。

それから、「優先利用」の対象としてどんな事項が考えられるのかということで、これは例示ということで、以下①から⑨まで書かせていただいておりますが、最終的には市町村においてそれぞれ検討し、運用していただく事項でございます。

ただ、※印にございますように、ひとり親家庭の場合には母子寡婦法、あるいは虐待の場合には児童虐待防止法に基づき、法律上配慮が求められているという事項でもございますので、その点は御留意いただきたいと思います。

具体的には、ひとり親家庭、生活保護世帯、あるいは生計中心者の失業、あるいは虐待、DVのおそれ、それから子どもが障害を有する場合、育児休業明け、兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合、それから小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童、3歳になったときということでございます。それから、その他市町村が定める事由といった

ことをごさいますして、その他いろいろまた検討すべき事項があるかといったところをごさいます。

こういったものを、全体といたしまして30ページのところでもう一回整理し直しておりますけれども、最初に認定をするに当たっての「事由」が何かという点が①の点であり、それから②の点としまして標準時間と短時間という「区分」の問題であり、③の点としまして「優先利用」の判断ということの優先順位ということをごさいます。こういったものを総合して認定をし、また優先順位をつけて利用調整をするというプロセスになってくるわけをごさいます。

その際の認定の方法が31ページのところですけれども、どのくらいのタームでもって認定をするのかという点につきまして、前回までの御議論を踏まえまして囲みの中にごさいますけれども、教育標準時間の認定の場合におきましては、有効期間は3年間、小学校就学前までということの基本としてはどうか。そしてまた、保育認定のほうについてごさいますけれども、有効期間は3年を基本といたしまして、満3歳以上の認定につきまして小学校就学前まで、それから満3歳未満の認定につきましては満3歳の誕生日までといった形でどうでしょうか。

ただ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなる場合もごさいますので、その場合はそのときまでということをごさいます。

それから、32ページのほうにまいりまして、「求職活動」についての取り扱いの運用がばらついているという点の指摘もごさいますので、これを踏まえまして雇用保険制度の中での失業給付、これは給付日数が90日ということでもごさいますので、こういったものも踏まえながら運用の方針を検討してはどうかという点もごさいます。

それから、現況届というものをどうするかということをごさいます。仮に先ほど申し上げましたような3年というタームで考えましたときに、事由に該当していることの確認、あるいは利用者負担の決定といったことの必要性を踏まえまして、1年に1回程度を基本に現況届を求めるという方向でどうだろうかということをごさいます。

また、それとの関連でごさいますけれども、その下に認定証の記載事項との関係の中で、先ほどのように3年間を基本とする認定期間ということにした場合には、毎年変わり得るものである利用者負担額については認定証には記載しないことにしてはどうかということがもう一点ごさいます。

それから、認定を具体的にした上での利用調整でごさいますけれども、利用調整の具体的なイメージにつきまして36ページから37ページのところに書かせていただいております。

まず36ページをご覧くださいますと、保育所や認定こども園、あるいは小規模保育、家庭的保育、さまざまな選択肢があるわけをごさいます。その中で第1希望は何か、第2希望は何か、第3希望は何かといった形で書いていただきまして、さらに先ほどの優先度ということについてのポイントに基づく指数、これを掛け合わせる形で利用調整をしていくということをごさいます。

例えばというイメージで37ページのところをご覧くださいますと、Aという保育所にどういった形で入所をしてもらおうのかということ具体的なイメージで書いたものでございます。まず、A保育所に対しまして申し込み者の方が13人いらっしゃるわけですが、Aの保育所を第1希望で考えておられる方々がこの中で13人いらっしゃる。この中で、10点のポイントのある方が4人、9点のポイントの方が4人、8点のポイントの方が4人、7点の方が1人、例えばこういうふうと考えられるとします。その場合には、10点という一番高いポイントの方がまず最初に入所が決定するということになるかと思えます。

この利用調整のイメージというのは右上のところをご覧くださいように、第1希望の施設ごとに申し込み者を取りまとめて、指数が高い順に決定をしていくという方法でございます。

まず、A保育所を第1希望として、かつ最もポイントの高い10人が決まります。その上で次のBのところをご覧くださいけれども、Bの保育所を第1希望にされていた方の中で、結果的にB保育所についての調整の中でB保育所に入れないケースというものもございます。そのときには、まずB保育所に第1希望はしていたけれども入れず、指数としては一番高い10点という方がこの次に入ってくる。また、C保育所のほうを第1希望としていたけれども、やはり入れなかったという方の中で、A保育所は第3希望だったけれども10点という方が1人いる。このときには、その次にこのC保育所を希望していた方が決まってくるということになってまいります。

その次に、10点のポイントの方がいなくなったということで、次にA保育所を第1希望としている9点のポイントの方が入ることができるということで4人の方が決まってくる。その上で、Dというところをご覧くださいような、第1希望としてはC保育所だったけれども第2希望でA保育所、そして指数としては9点という方がその次に決まってくる。この場合には、A保育所がこういった形で埋まってくるわけですので、8点以下のポイントの方については第2希望、第3希望で入所できる施設事業がない場合には、残念ながら待機児童という形になってしまうということでございます。

いずれにしても、どこを第1希望にするのか、第2希望にするのかということとの関連をさせながら、この指数が高い順に決定をしていくという形で利用調整をした場合には、こういったやり方が考えられるのではないかというイメージでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見などを頂戴したいと思います。

まず、皆さんざっと挙手していただけますか。わかりました。

それでは、荒木委員から順番にお願いします。

○荒木委員 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会の荒木です。

まず「事由」のところですがけれども、市町村の判断に基づき弾力的にというような対応方針を考えていただいていることに賛成しております。



それから、7ページの真ん中に「対応方針（案）」がありまして、そこに「同居親族の介護」というときに兄弟関係のこと、第1子が小児慢性疾患などということがございますけれども、1子に限らず兄弟姉妹というほうがいろいろな可能性があるかと思います。

それから、言葉のところで「教育標準時間」という言葉ですけれども、今4時間を標準とする教育時間と幼稚園教育要領に出ております。その言葉に近いところを、学校教育としての教育時間を確保するという意味でも、しっかりと標準教育時間というようなことを押さえていくといいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、大日向委員どうぞ。

○大日向委員 ありがとうございます。

保育の必要性の認定の事由で5ページのところですが、保護者本人の事由を重視するということと、各自治体市町村の判断が柔軟に対応できる仕組みを重視する、とあります。基本的に賛成です。

ただ、市町村の対応には、例えば女性の就労や資格取得のための学び、あるいは介護等々に関して、地域によっては依然として地方によっては旧態依然とした考え方をするとところもまだあると思うのですね。ですから、市町村がもし保護者本人の事由を認めないようなことがあったときには、その理由は何なのか。認定の判断を明確にするような透明性ということもぜひ担保していただければと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、井奥代理人ですね。

○井奥代理人 知事会でございます。6ページから8ページにかけましての保護者の「就労以外の事由」についてでございますが、前回御提案させていただきました求職活動や就学など、具体的な事例が新たに追加明記されることになりまして、サービスの量的拡大もしくは確保に向けて、保育を必要とする利用者側に配慮がなされる方向でまとめていただき、評価しております。

特に、8ページにあります「論点3」の第2子以降の育児休業中の取り扱いについて、「対応方針（案）」で示されました内容、特に後段の優先利用の枠組みを活用するといった弾力的な運用を含めてまとめていただければ、保護者の皆様が第2子の出産を検討、考慮される際にこれまで躊躇されていた環境の改善、ひいては少子化対策にもつながる内容だと思いますので、ぜひ盛り込んでいただきたいと思いますと考えております。

最後の33ページの利用調整でございますが、ある意味、今回の新制度の公平性や透明性を担保する重要な一つのポイントだと考えられますので、現在出されている御意見などを含め、直接事務をつかさどります市町村の意見を反映させながら、さまざまな角度から慎重な検討を加え、具体的な取り扱い方針を早急にお示しいただきたいと思います。以上です。

ちょっと前後しますが、12ページの保育の必要量の区分についてでございますが、特に保育短時間の認定を受ける方が都市部を中心に増大するということが予想されますので、

こうした方々が特に利用しやすいような制度設計について留意していただきたいということが、都市部の県を中心に意見として出ております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員をお願いします。

○尾身委員 東京商工会議所人口政策委員の尾身でございます。

私が前回意見を申し上げました第2子、あるいは複数の子どもを出産する場合、既に上の子どもが保育園に入っているときの対応につきまして、育児休業取得明けということの優先利用に枠組みで対応していただくということで大変ありがとうございます。

今、そもそも既婚者数がかなり減っている状況で、かつ、婚姻しない20代、30代の方たちが増えているという中で、結婚しているカップルが2人目、3人目を希望していくということが少子化対策の実は大きな柱になるのではないかと私自身は考えております。

ですから、結婚を推奨するところからサポートしたらどうかというような議論もあるくらいというふうに伺っております中で、結婚しておられるカップルが2人目、3人目ということを躊躇なく産み育てられる環境を整えるという意味では、この既に育児休業を取得する際に、保育所に入所しているお子さんがいる親御さんたちが安心して産めるという環境を整えていただくということは非常に重要になってくると思いますので、ぜひともこちらのほうは柔軟に対応していただけるようにさらなる御配慮をお願いしたいと思います。

それから、もう一点だけちょっと気になったことを追加させていただきます。31ページですけれども、「認定方法」の最後の「対応方針（案）」のところに、就学で学校を卒業した場合にはその時点で認定の資格がなくなるということで、そこで期間が終わってしまうということが書いてあるのですけれども、例えば大学院などに行っておられる親御さんが大学院を卒業しました。そこであなたの就学という認定理由が、必要性の事由が終わったので、では保育園を出てくださいという形になると、その後就職活動という別の理由で新たに申請をしなければいけないという形がくるのではないかと思います。

今、ポスドクの方の就職活動というのは非常に厳しいというような状況で、特に若手の科学者の方、サイエンティストの方たちはそれゆえに女性研究者が研究を諦めてしまわざるを得ないというような事例も多数ございますので、その事由の移行の際には申請した順位がまた低くなってしまうことがないように、事由が変わったときに、特に学校を卒業したというような事例はある日付をもって切れてしまうということのないように、継続して申請ができるというような形をぜひ御配慮いただければと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○無藤会長 わかりました。ありがとうございます。

では、柏女委員どうぞ。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

「対応方針（案）」について、丁寧に御議論をいただいて方針案を示していただいていることに敬意を表したいと思います。その上で、2点意見を申し上げたいと思います。

1点目は、8ページの③の「就労以外の事由」のところで、育児休業中の上の子の保育所の継続の観点ですけれども、これについて2点御検討いただければと思います。

1点目は、「子どもの最善の利益」という観点をぜひ入れてほしいということです。それからもう一点は、継続の可否の判断をするときに所属集団、つまり教育・保育施設の長の意見もしっかりと聞いてほしいという点です。恐らく、この案については平成4年の局長通知を根拠にしていると考えられますけれども、その通知では児童福祉の観点も含めて総合的に判断ということで記載をされておりまして、課長通知で児童福祉の観点については制限列举の形で挙げられていたかと思います。

私もこれの作成には深くかかわりましたのでよく覚えているのですが、まさに子ども・子育て支援新制度が基本指針に言うとおりの「子どもの最善の利益」を重視しているという点にかんがみれば、親の事情、あるいはライフコースによって子どもの育成環境、子ども自身が保育所ならば保育所で作り上げた社会関係、そういうものを断絶させてしまうということとはできる限り避けることが重要だろうと思います。

また、幼保一体化ということも、まさにこれは親の事情に左右されない子どもの社会関係を確保するという点ですので、そういう意味では育児休業中のことについてもこれと同じに考えることができるのではないかと考えています。そういう意味では、ぜひ育児休業中の上の子の保育所継続については大きな配慮がなされるべきではないかと考えます。

2点目ですが、同じところですがけれども、障害児の問題です。障害児については2点あって、つまり保育を必要とする障害児がしっかりと教育・保育施設の中で受けとめられているのかという観点と、それから保育を必要としない障害児ではあるけれども療育施設が近くにない場合、特に郡部の場合はこれから特に少子化になっていけばそうしたことが起こってくる可能性が高いわけですが、それらの子どもたちを教育・保育施設でしっかりと受けとめていくことができるのかどうかという論点になるかと思います。

ただ、この中で今、最大の課題として懸念されるのは、障害児の療育のための財源と、それから教育・保育給付の財源、さらにそこで障害を持った子たちがしっかりと保育をされるための障害児保育の財源。この3つが全て別々の財源によって構成されているという点です。ここにトレードオフ関係が起こって、障害を持った子たちは障害の療育施設に通うべきではないのかという形になってしまいがちになりますし、それから保育を必要とするのだったらそれは教育・保育施設でやるべきであって、受けとめるべきであって、障害児の療育施設はそこで延長保育をする必要などはないといった観点が起こってくるのが考えられます。

事実、現在でも療育機関では仕事と子育ての両立を図ろうとすると非常に困難を生じてしまうことになっています。また、教育・保育施設で全ての障害児を受け入れることができているわけではありません。こうした中で、障害児保育についても一般財源化されてか

らは、地域の中に市町村によってかなりの格差が生じているという現状にあります。

そんな中で、障害児については29ページのところで確かに優先利用というふうに書いてはありますけれども、これは市町村が考えてくださいよということですので、8ページのところに障害を持った子たちへの配慮というものを何らかの形で書いていくということをぜひ御検討をお願いしたいと思っています。

ある県で見た事例です。障害を持ったお子さんが、郡部でもう幼稚園はないところですが、保育所を利用できない。そんな中で、障がい者の施設ですね。児の施設はありませんので、者の施設の日中一時支援事業の中でたった1人、高齢の障がい者とともにテレビで水戸黄門を見ている。そんな状況を見学しました。職員たちも、これではかわいそうだというふうに言っていました。

こうした子どもたちが保育所に通えるようにし、かつ近隣都市の児童発達支援事業等の専門家がその保育所に訪れて療育を行う。これが保育所等訪問支援事業ですけれども、私はその事業をつくり出すための障害児支援の検討会の委員長をさせていただきましたが、その思い、その子どもの思いを何とか実現をしたいということで、こうした事業の制度化を進めてきました。

障害の子どもたちの生活の場というのは、原則としては療育機関ではなくて、療育機関で療育を継続しながらも健全な子どもたちの場で生活ができるように、これはできる限りということになるかと思えますけれども、そうすべきだろうと思っています。そういうことを考えますと、この教育・保育給付の中でできる限り障害を持った子たちを受けとめていけるような、そんな制度的な工夫が必要ではないかと思えます。

最後に、これに関連して障害児の教育・保育施設の利用に当たっては現在の一般財源化という形ではなく、交付金において付加給付ができるような制度にすべきだということを、これは何度も申し上げておりますし、国会でも議論になったことだと記憶しておりますけれども、重ねて要望しておきたいと思えます。

以上でございます。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。御指摘の障害のあるお子さんの問題、委員に整理していただいたとおりの制度の狭間というのでしょうか、これは狭間にしないでやはりうまく組み合わせにする工夫をもう少ししていきたいと思えます。

それでは、橘原委員をお願いします。

○橘原委員 以前の資料ですが、平成21年の地域児童福祉事業等調査に基づきました資料によりますと、現在の認可保育所利用者が両親ともに常勤の場合、1日当たり9時間、または10時間の利用者が最も多く、1日当たり8時間の利用者層を含めると約87%となっているところから、開所時間は11時間とすべきと考えられます。

また、所定以外の労働時間を勘案した場におきましては、現行実施しております延長保育等に対応することが事業所側に求められることとなりますが、この点についても押さえておく必要があるのではないかと考えられます。

それから、前回7月26日の子ども・子育て会議でも発言をさせていただきましたが、保育短時間の認定が増加すること、要するにそういう人数が増えることによりまして、施設運営に支障を来すような制度とはならないように、勘案をしていただければと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、竹内代理人お願いいたします。

○竹内代理人 全国市長会から出ております、三鷹市長の清原の代理で出席しております、三鷹市子ども政策部長の竹内と申します。5～6点にわたりますが、よろしく願いいたします。

まず、9ページに整理されております保育の必要性の認定に係る「事由」のうち、同居親族について意見を申し上げます。

先に、「同居親族等が保育できない場合」について、65歳以上など、一定年齢で一律に配慮している場合もあることなどの問題提起をさせていただきました。この場合も、非常に健康で元気な65歳以上の親族が同居している場合もあり、調整指数上は減点することが、公平と見られる場合もあり、自治体としてはなかなか悩ましい点がございます。

一方で、最近では要介護、要支援の高齢者や障がい者など、同居親族のさまざまな心身状況を考慮せざるを得ない場合が多くなっておりますことから、今回の方針案のように加点、減点は地域性に配慮して市町村の裁量判断に基づき柔軟に対応することが望ましいと考えております。

次に、追加事由の⑥～⑨について意見を申し上げます。新たに「⑥求職活動」、それから「⑦就学」を加えることは女性の社会進出促進、労働力活用の基本的方向性を示し、それを支える点から事由として追加することは妥当と考えております。

実際の運用としましては、本市も含め事由として明記をいたしまして、ハローワークなどの求職カードを証明資料として添付をしてもらい、求職活動の実態が伴うよう確認をしている自治体も多く見られるところです。

なお、求職活動の取り扱いにつきまして、雇用保険制度の給付日数をベースに90日、3か月ということになるかと思いますが、これに統一する考え方については、三鷹市では就職経験がなく求職活動をしている人もおり、1か月単位としておりますけれども、一つの根拠を持つ提案として理解できるところでございます。

次に、「虐待やDVのおそれのあること」を明示することについても賛成です。これは、3の「優先利用」とも関連をいたしますが、虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合は、児童を取り巻く環境や緊急度に着目をして実態上優先し、かつ緊急に対応している自治体が多いという現状に沿うものだと思っております。

三鷹市でも児童福祉法や虐待防止法など、関係法令の規定や趣旨を踏まえまして、市長が認める特別な事由として認定の上、加点し、事実上優先をし、緊急に対応しています。

認定には子ども家庭支援センター長の意見書を添付するなど、関係機関が客観的に必要度、緊急度を担保・補強する形で運用しているところがございます。措置制度の運用にも通じるものかとは思いますが。

それから、⑨番目の育児休業取得時に入所をしている子どもの継続利用についてですが、待機児童が多い自治体では保育の必要性、要件の点から厳しい指摘を受けることが多いです。

しかしながら、入所している子どもが入所、退所を繰り返すことは子どもの育成環境としては好ましくないと考えておりますので、一定の配慮が必要だと考えております。三鷹市では、育児休業により保育している子どもが1歳を迎える年度末になるまでは、上の子の継続利用を認め、一定の配慮をしているところです。

長期の育児休業の場合は必要性、公平性、市民感情の点から継続利用は認め難い面もありますけれども、自治体の待機児童や入所施設の状況にもよるのではないかと考えております。そこで、基本的には1年程度で速やかに復帰される標準的な場合と申し上げていいのかもしれませんが、そういった場合については事由として配慮してよいのではないかと考えております。

次に、2番目の「区分」、「保育必要量」についてでございますが、保育短時間の下限の「月64時間」とするか、「月48時間」とするかという点については、待機児童のカウント、施設型給付にとどめるのか、あるいは地域子ども・子育て支援事業の一時預かりとするのかなど、市町村の実務と利用者に大きな影響がありますので、引き続き慎重な検討をお願いしたいと考えております。

それから、12ページの「対応方針（案）」の一番下のただし書きの項目ですが、入所事由としてももちろん理解できますが、「特段、保育標準時間、保育短時間の区別を設けない」というのは、「妊娠・出産」等の場合など、利用者負担との関係でどのように考えておられるのか。これは、質問でございます。

それから、3番目の「優先利用」でございます。28ページ以降、9項目が整理、例示をされておりますが、かなり性格が異なると思われま。す。「優先利用」が必要なのは、虐待やDVのおそれのある生命・身体に危険性が迫り、対応に緊急度の高い社会的養護の必要な④というふうに考えておりますけれども、人的配置の必要な障がい児を有する場合は、健常児との比較の優先枠ということではなく、人的配置に裏づけのある特別支援のための枠、受け入れ体制の確保が自治体として求められていると思っております。

そのほかは、ひとり親家庭や生活保護世帯など、典型的に多く見られる事由でございますので、加点事由として指数上の配慮をし、事実上「優先利用」が可能となるような仕組みとして実施主体である市町村の実情を踏まえた裁量判断に委ねるのが妥当ではないかと考えております。

最後に、4. 「認定方法その他について」でございますが、3歳未満は満3歳まで、3歳以降は小学校就学まで、3年間の認定期間を有効とするということで、毎年の現況届提

出による該当事由、利用者負担額の確認といった流れになっておりますけれども、ポイントを押さえた常識的な運用案ということで賛成でございます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

次は、小室委員をお願いします。

○小室委員 ありがとうございます。

1つ目は、8ページになります。何人もの委員から御意見がありましたように、上の子の保育所が下の子の育休明けのときに一旦出なくてはならないという件について、私自身も非常に悩みました。ですから、普通に行くと私の場合は下の子のために上の子が最後は小学校に入る前の数か月間を退所しなければいけないようなスケジュールになるのじゃないかなどというふうに脅えて、第2子のことをどうしようと非常に悩みました。

これは、どれくらいの期間を定めるのがいいか、非常に難しいところではあるのですが、先ほど1年というような意見もありましたが、育児休業の期間も継続的に利用できるような期間を何か定めてはどうかと思うのですが、6か月がいいのか、1年がいいのかというところはよく私もわからなくて、6か月ではむしろ何か短く復帰することを奨励してしまうような気もしますし、それ以上に長いとやはり待っていらっしゃる方の感情的にもどうなのかとも思い、期間はどれくらいが適切なのかということはとても悩ましいのですが、待機児童数の関係などをいろいろと柔軟に調整をして、その保育所が利用を継続してもいいという判断ができるような余地を残した決め方をしておくといいのではないかと考えています。

これは、かなり第2子を出産する際の躊躇する要因になっているということを私自身も感じますし、周りの声でも広く聞かれますので、ぜひこの表現の仕方、一旦出るのが原則ですというような書き方ではなくて、かなりそこが柔軟なんだというふうに見えるような書き方になっているといいかと思っているということがまず1点目です。

それで、その検討ともすごく関係はあるのですが、29ページの優先利用のところで、もし一旦必ず出なくてはならない。ただし、育休明けに復帰したとき保育所に優先的に入れるというような優先利用で決めていくのだとすると、ただ優先利用はありますというふうに書いてあっても、枠がいっぱいだったら果たして優先利用があっても入れるのか。その時期が4月じゃなくても本当に入れるのか。そこはほとんど不可能なんじゃないかというような形に想像してしまうので、枠いっぱいの子ども数だったとしてもそれが弾力的に一時期対応してもらって入れるというくらいの対応じゃないと、事実上親は安心できないだろうと思っています。

それから、3つ目は6ページのところに戻りますが、「就労以外の事由」というところの就学についてです。就学についても理由として認められたほうがよいというふうにもちらん思うのですが、就学はいろいろな種類があると思っていまして、1週間に2日程度夜間だけとか、いろいろな就学のケースがあるので、どの程度の就学をしているのかを何で見るとかというところにやはり不安が残ります。非常にそこはいろいろな学校があるので、

学校といったときにどこまでを学校として認めるのか。

というのも、就労のほうには時間の下限がありますから、就労は何時間以上じゃないといけないということがあるけれども、就学では問わないというふうにすると、これは非常に不公平ではないかと思ってしまう点もあり、どの程度の就学なのか。週に何時間掛ける何日の就学なのかというようなことはどうやってエビデンスをとるのかということはもう少し考えておかないと、後々トラブルになるのではないかと感じています。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、榊原委員お願いします。

○榊原委員 ありがとうございます。

何人もの委員の方から御指摘がありました、8ページの事由のところ。「次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合」というところなどは、年長クラスの子だけではなくて、要するに子どもの利益に着眼したときに保育を継続する必要がある子どもはというふうにもう少し広げた書き方ができたらと思っています。

保育の必要性を見るときに、親にとって第三者による保育が必要であるという点をきちんと入れていただいたことは大変評価しています。

一方、子どもにとっての保育の必要性というのは親の状況とはまた別にあるのではないかという観点もどこかに出しておいたほうがいいのではないか。それは、先ほど柏女委員も御指摘されていましたが、例えば障害児のお話は大変わかりやすい事例だと思いますし、子どもの人口が急速に地方で減っている中で、近所に遊ぶ仲間がいない。親に保育に欠ける事情がなくても、子どもにとって普段、日中に養育者はいても一緒に遊ぶ仲間がいないという地域が既に山間地などでは常態化している。

その子たちのために、集団で遊べるような安定した環境を提供するというような形で保育を提供している例もたくさんあるということを考えると、子どもの発達上の利益から見て保育を継続する、または保育を提供することが必要な場合というのも入れていただいたほうがいいのではないか。そこに、社会的養護の必要性など、子どもの利益の観点からの必要性というのも含めていただいたらどうかと思いました。

あとは、親の就労の状況のところに夜間の就労とか居宅内の労働というような非常に多様化している、とりわけ今の若い人たちの就労の現実を踏まえた記載が入るということは大変いいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

29ページの「優先利用」の対象のところ。基本記な項目として、私は賛成しています。ただ、例えば②の「生活保護世帯」のところですけども、これはつまり低収入の家庭ではという意味だと思うのですが、若い世帯の中には子どもが地域で差別やいじめを受けないようにということで生活保護の受給を避けて、生活保護受給水準よりも低い収入で生活しておられる方たちが少なからずおられることも考えると、低収入の方たちというふうに生活保護の受給をしているか否かだけではなくて、もう少し対象を広げた方がいいの



ではないかという気がします。

また、④のところ虐待、DV、それにまた親の疾病ですね。特にメンタルな問題を抱えているお母さんたちの養育の問題というものがかなり広がっているという状況を踏まえると、そこに親の疾病なども入れていただいたほうがいいのか、御検討いただければと思います。

それから、32ページの「検討の視点」のところ利用者負担額は認定証に記載しないこととしてはどうかというふうに提案いただいているのは、ぜひそのとおりをお願いします。

最後に37ページですけれども、「利用調整のイメージ」で御説明いただいた内容全体は私は理解できるものだと思っております。

ただ、最後のところで8のランクの人たちが第2希望、第3希望で入所できる施設、事業がない場合、待機児童となるというふうな説明になっているのですが、こうした説明のされ方を見ると、また待機児童というのは発生するのねという誤解を招きかねないのではないかと。保育に欠ける、欠けないを点数でランキングして、入れる枠がある子だけを受け入れて、あとは待機児童にして終わりという現行の制度と何が変わるのかということが非常にわからない。

そうではなくて、保育の必要性が認定された人には自治体はきちんと提供していくシステムになるのだということがわかるような説明の仕方にしないと、ここはちょっとまずいのではないかと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員をお願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

今回、意見書を提出させていただきました。今回の会議資料に本会の意見書と同様の内容、対応等を書き込んでいただいたことに、まずは感謝申し上げたいと思います。

その上で、保育の必要量、区分について、資料の12ページ、13ページにある、いわゆる保育時間プラス開所時間相当分を利用できる時間として11時間を保育標準時間と整理していただいたことについては賛成です。その場合、保育短時間はいわゆる8時間の保育時間を利用することが可能と理解してよろしいですか。

また、教育標準時間については、いわゆる1日の教育標準時間の4時間プラス開園時間相当分を利用できると理解していいのではないかと思います。そういう意味では、以前に出していただいた資料にあるように、おおむね全国の幼稚園の標準的な1日の教育標準時間の4時間プラス開園時間相当分としておおむね5.5時間～6時間が利用できるとの理解でよろしいか、質問も含めて確認をさせていただきたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、菅家委員をお願いします。

○菅家委員 13ページのところを中心にお話をさせていただきます。

初めて保育標準時間と保育短時間の概念規定が示されたわけでありましてけれども、その

概念としては「保育標準時間 B時間／月」、「保育短時間 A時間以上B時間未満／月」ということだろうと思います。ただ、認定の概念と実際の保育の提供のあり方というのは必ずしもイコールではないわけでありますので、この認定に対応する具体的な保育サービスの提供のあり方についてはいつ議論するのか。これは質問も含めてでありますけれども、そことセットで議論しないと制度的には全体を見通すことにはならないと考えているところでございます。

それに関わりまして、メリット、デメリットを整理するというところで、ここに記載されているのはメリットだけで、ではデメリットはないのかということでもあります。やはりその具体的なサービスの提供のあり方と認定のあり方をセットで議論しないと、そのデメリットについても具体的なイメージができないのではないかと想定しているところでございます。

それと、ちょっと細かな指摘になるのかもしれませんが、認定区分のところ「例）」という記載がございます。あるいは保育料の応能負担のところと、利用定員のところにも「例）」と記載がありまして、認定区分と保育料の考え方についてはこれ以外の例はあるのでしょうか。私は多分ないのではないかと考えておりまして、例という場合は例えば定員を60名にするのか、30名にするのか、あるいは50名にするのか、40名にするのか。そういったものが例でありまして、この概念規定で「例）」としてしまいますと、これ以外の概念はあるのかというふうに率直に疑問に思っておりますので、そこははっきりさせていただければと思います。

それから、認定区分のA時間以上、これは現行制度におけるA時間以上、つまり最低の下限をあらわしているわけでありまして、その具体的な下限の議論が出てくるわけでありまして、24ページで月64時間、あるいは月48時間のいずれにするのか、あるいは選択制にするのかということがあります。

多分、この根拠として、次のページにありますサンプル調査を基本にこういう区分を考えられたと思うわけでありまして、これもちょっと安易過ぎないかと思っております。つまり、保育の必要性の事由、これは基本的には「一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く」すべての就労を対象にするというのが大原則で、これは何度も何度も議論してまいりましてそのことが今回も事由の中で整理をされました。これは大変正しいと思います。

したがって、下限というのは、考え方としては、「一時預かり対応可能な極めて短時間の就労」ということでございまして、実態をベースに下限を議論するものではないと思います。もちろん実態は踏まえなければいけませんけれども、実態から入るのではないということもまずここで私は強調しておきたいと思っております。また、例えばこのサンプルの中には月120時間とか、1週間30時間とか、極めて長い時間も含まれているわけでありまして、それは多分待機児童が多数いるような実態を踏まえてこういう下限を設定せざるを得ないという現状をあらわしているにすぎないわけでありまして。したがって、そういうところで

下限の議論はできないということについて改めて確認させていただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員どうぞ。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

8ページの先ほどから問題になっています育児休業のときの話ですけれども、もともと認定こども園というのは保育に欠ける、欠けないの要件をかなりカバーしながら本日までやってきたと思います。特に、多分この3号認定のお子さんの育児休業のときの問題というのはちょっと大きいのだろうと考えています。逆に1号認定、年齢的に満3歳以上であれば現行の中で認定こども園をやっているのは2号認定の子どもでなくて1号認定の子どもに移動し、かつ預かり保育で対応しているというのが現状です。

そう考えますと、「子どもの最善の利益」という観点を踏まえますと、多分この3号認定のときの育児休業の取得の取り扱いをどうするかということをおある程度解決できれば、認定こども園の対応はかなりできるのではないかと考えております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、宮下委員、吉田委員、渡邊委員という順番にいきましょう。では、北條委員どうぞ。

○北條委員 4点ございます。

まず、1ページです。このたびの施策は教育政策、福祉政策として位置づけられているのだと理解しております。その上で、子ども・子育て支援法の基本的な立場は、全ての子どもを支援する。全ての子育て家庭を支援する。子どもを基本的には差別はしないのだということであろうと思います。

その上で1ページを見ますと、1号、2号、3号の件でありますけれども、従来の表現に比べれば大変感じはよくなったわけでありまして、内容的には同じでございます。これについては、まず何よりも3歳未満のお子さんの8割が家庭で養育されているという実態があるわけでありまして。その8割の家庭を給付から排除する。そのことについて、これが差別ではないというきちんとした説明をすべきであろうと思います。それがもしできないのであれば、大変困難でありますけれども、法律改正が必要になる。あるいは、運用を工夫するという必要が出てくると思っております。

それで、1号、2号、3号と、子どもにこういう分け方をすること自体に私は大変抵抗がありますけれども、しかし、法律上そうなっているということであればまず1号であります。教育標準時間、先ほど4時間だろうというお話がありました。幼稚園は、おおむね6時間お子さんをお預かりしているわけでありまして。それから、既に9割を超える幼稚園で預かり保育を行っておりまして、そこでは8時間程度お子さんをお預かりしているわけでありまして。

これまでの議論の中で、保育の定義というものが家庭で行われる保育だということが明

らかになっている以上、6時間程度のうち教育標準時間が4時間ならば2時間、とりわけ預かり保育を受けているお子さんにとっては8引く4の4時間、これは保育認定がされてしかるべきであると考えます。したがって、1号に該当する場合、教育標準時間認定だけではなくて保育認定をすることを求めます。

それから、2号の場合であります。ここは保育認定だけだということになっておりますけれども、幼保連携型認定こども園、あるいは幼稚園型認定こども園にお子さんが2号認定で通われる場合、教育標準時間認定が必要なわけでありまして。この認定をしなければ、その上に必要性を認定した上で給付をすると書いてあるわけですから、認定こども園、幼稚園型、幼保連携型において標準教育時間分の給付ができないということになりますので、これは極めておかしいということになります。

そして、3号認定の場合でありますけれども、ここに何らかの保育認定が必要だということは十分理解いたします。

しかし、繰り返しになりますけれども、家庭で養育をされている8割を超えるお子さんに対して給付をしないというのは、いわゆる専業主婦、余りいい言葉ではないですが、フルタイムで子育てをしている家庭に対する侮辱に近い差別だと考えます。

この会議はマスメディアの方々も取材されているわけでありまして。こういう問題点に目をつぶることなく、それぞれマスメディアとしての見解を示すべきだと、ここで言うべきことではないでしょうけれども、考えます。

それから、2ページのところでありますけれども、現在「保育に欠ける」ということで議論がされております。しかし、これが「保育の必要性」というふうに変化するようでございますけれども、なぜ変わるのかの説明を今まで受けておりませんので、この機会に御説明をいただきたいと思っております。

それから、認可外保育施設というものが出てまいります、例えば東京都の認証保育所というのも分類上は認可外保育施設になるのだらうと思っておりますけれども、私どもの地元の子ども・子育て会議では、認証保育所に入所した場合には待機児童のカウントからは外すという説明がなされておりますので、認証保育所はどういう扱いになっているのかということをお教えいただきたいと思っております。

次に、11ページであります。「保育標準時間」「保育短時間」の議論がいろいろ行われておりますが、現行認定こども園法で保育時間は8時間程度ということになっておりますので、ぜひこれを堅持していただく。万が一にも保育時間が延びるようなことがあるならば、これは子どもの観点から見てその基本的権利に反すると思っております。

次に、29ページでございます。先ほども他の委員から御発言がありましたけれども、低所得の世帯に対して優先的な取り扱いをきちんとすべきだと思っております。言葉をかえれば、高所得の御家庭に対して、これがどの程度かということが問題になると思っておりますが、児童手当は所得制限をしているわけですので、児童手当を横引きしたような所得制限を行うのが本来は適切である。

承るところによりますと、保育料の段階を減らして現行よりも全ての世帯で負担を少なくするというお考えのようでありますけれども、これは少ないと思いますが、中には数千万円の所得を有する御家庭もあるわけですから、そういう御家庭に対してさらに負担を減らすというのは国民感情からいって到底納得できるものではありません。よろしく御配慮をいただきたいと思います。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員をお願いします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下でございます。

まず、7ページの保育の必要性の認定のところの「求職活動」の取り扱いについてでございますけれども、やはり求職活動の取り扱いにつきましては実施期限、あるいは1日の保育時間、求職活動を証明できる公的書類の提出などの基準を設けるべきと明記すべきだと思います。

次に、8ページと29ページの両方にかかわることでございますけれども、「就労以外の事由」というところで児童虐待やDVのおそれがあるケースについては追加すべきだと思いますし、また優先利用とすべきであることについては賛成でございます。

10ページの「保育必要量」についてですけれども、先ほど北條先生からもお話がありましたが、開所時間は11時間ということですが、保育標準時間が11時間ではなく、あくまでも8時間というような形の中で考えていただけることが大切であると思います。子どもにとって11時間こども園で生活することが当たり前というような考え方にならないようにしていただきたい。やはり、11時間、こども園で生活することは、子どもにとって望ましいことではないと考えます。

また、保護者の就労時間によっては保育短時間で支障のない場合もあると思います。このような場合、できるだけ親子一緒に過ごす時間を大切にしていける環境をつくることも望ましいのではないかと考えますので、短時間ということについては賛成です。よろしくお願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、吉田委員をお願いします。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

8ページのところで、多くの御意見が出たところと同じなのですが、育児休業中であっても保護者が希望する場合においては、やはりどちらかという継続入所は認めるべき方向で配慮いただければいいということです。今、高齢者雇用も希望すれば65歳まで働けますので、そういった意味でいえば保育所は違った観点ですけれども、希望すれば入り続けられる状況をつくっていただきたいと思います。

もう一つは29ページのところでございますけれども、こちら御意見があったように、低所得者に対してのフォローをしていただきたいと思いますというところがあります。例えば、年収300万円で妻が働いて100万円プラスという場合と、年収が700万円で妻が働いて100万円プラスされる

場合において、どちらが優先されるべきかということ考えたときに、やはり低所得者の方々にどちらかといえば配慮していただけるような条項をつくっていただきたいということです。特に20代、30代の年収が下がっている状況ですから、子どもをたくさん産み育てる世の中をつくっていくためにも、20代のうちから子どもが安心して産める環境をつくっていかねばならないと思います。

そのためにも、そこは優先事項としてしっかり働けることを状況として生み出していく。それによって生活基盤をいかに安定させてあげられるかということで、年収が低くても子どもはしっかりと安心して育てられるのだということができてくるといいかと思います。特に20代前後では若くして子どもを産むという方は、結構何人かぼんぼんと産んでしまう場合もありますので、そういった方々が安心して、特に若い親のケースだと虐待のリスクもありますので、そういうことを考えると優先事項として捉えてほしいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員お願いします。

○渡邊委員 それでは、保育の必要の認定について、私の総論的な考え方で意見を申し上げさせていただきたいと思います。

保育の必要性の認定については、今日で3回目ですか。事務局のほうから各委員の皆さん方の立場をもって出されて、私が聞いていると非常に詳細な内容まで細かく意見を言われているわけでありますけれども、これまでの保育に欠けるという要件から今度は必要性の認定が変わったところ、現行の考え方からさらに踏み込んだ形で、事由にしる、保育の認定区分にしる、それから優先利用のあり方等について細部にわたってイメージ化しています。これは30ページに示されておりますけれども、これから実施をしていく市町村の立場では大変ありがたいことでもあります。

しかしながら、細くなれば細くなるほど、市町村において事由の認定やら区分の認定、または優先性の確保をしていく場合においても、非常に事務方のほうで多様なケースを判断せざるを得ないということがある。

ただ、これまで私も言ってきましたように、または30ページの上のほうに※印で「実際の運用に当たっては、更に細分化、それから詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用」と書かれていますので、やはりそういうところで全国の都市部と地方部、それから地方部でも中山間地や都市部に近いところでいろいろなケース、または実態があるわけですから、そのことによって対応が柔軟的にされればいいのではなかろうか。

先ほど三鷹市長の代理の方が発言されておりましたように、私も基本的にはあえて細かく意見を申し上げれば市町村の立場で同じような意見です。そんなことで、30ページに総括されるような議論を踏まえたイメージ、これをもって、ある程度いいところに議論が落ち着いてきたかと思います。

また、地方にも聞いてみますと、それをさらに細かく分析した形の意見が出ておりますので、今度はこれをどういうふうに収めるかというのが非常に難しいのではなかろうかと私は聞いていて思いました。特にこれから公定価格の考え方とか、一番大事な保護者の利用者負担の関係も出てくるのですね。そういうところの調整はどうなるのかということで、やはりこの点の収めどころというのでしょうか、こういうものも考えていかなければならない。

ただ、ちょっと気になったのは、さっき宮下委員からもお話がありましたが、これまでの現行の保育に欠けるという要件から非常に事由の項目が増えております。特に就職活動とか就学の関係がプラスされているわけでありますが、これらについては実態がそうなのでやはり広く拾ってあげるというか、考えてあげるというのはいいことだと思うのですが、その考え方として今後いわゆる雇用保険の関係での失業手当等ですね。

この関係を検討したらどうかということが出ておりますので、その辺は今後の課題でしょうけれども、それらを踏まえて証明書等のことも考えながら時短を含めて、余りこれは柔軟にし過ぎると市町村が運用するときに非常に細かいケースで判断が鈍ったり、またはその判断をするときに公平さに欠けるというのですか、そういうことが出る場合もあり得ることですので、その辺は程度と限度というところとちょっとあれなんですけれども、やはり収めどころというのでしょうか、そういうところも私は大事ではないかというふうに皆さん方の意見を聞きながら思いました。

そして、イメージとして最終的にはやはりここまで踏み込んでくれたわけですし、システム上の問題もありますので、いいのかなと評価させていただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員をお願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会の駒崎です。4点あります。

1点目は、障害児に関する取り扱いについては柏女委員の御意見に賛成します。障害児の場合、非常に社会インフラが脆弱です。障害児の療育施設は、大体10時から午後2時くらいですね。そうすると、フルタイムでの継続というのはほとんどかないません。それで、保育園も応諾義務はあるのですけれども、実際に現場レベルでなかなかお預かりができないということで断られるケースは多数です。特に医療ケアがある場合はほとんど絶望的です。

大阪の調査では、母親の常勤雇用率は一般家庭に比べて障害児家庭は約7分の1にすぎません。ですから、こうした障害を持ったお子さんたちが保育インフラに包摂されるような制度になってくれることを願ってやみません。

2つ目です。榊原委員が御指摘された生活保護ですね。保育認定の部分で生活保護というものの優先順位を上げたかどうかという点ですけれども、これも榊原委員の御意見に賛成です。低所得という形で生活保護を包摂するような言い回し、あるいは表記にしていた

だけるといいかもしれません。

といいますのも、我々ひとり親支援をしている関係で、低所得のひとり親の方々のお話を幾百人も聞いていますと、生活保護に値するような生活をされていても生活保護を受けないというような方はかなり多数いらっしゃいます。それは、受けないと、受けられないという2種類あります。受けられないのは、基本的には稼働年齢であるということがあります。稼働年齢、働けるでしょう、ということでなかなか難しいということで、自治体の水際作戦等で受けられないケースとしてあります。

受けないというのは、いじめですね。生活保護家庭、特に地方部だと、あそこは福祉だよという形でいじめ等を受けてしまうというケースがあります。ですので、それを受けないで非常に困窮されているという家庭があります。こうした家庭にもきちんと保育の光が当てられるようにしていただきたい部分もありますので、生活保護を含めた低所得家庭をきちんと包摂するような表記にしていきたいと思います。

3つ目は各委員、特に小室委員がおっしゃっていた、下の子で育休取得をした場合、上の子はキックアウトされるということに関してですが、これはなるべく継続利用ができるような形にしていきたいというふうに私も思います。

4つ目です。先ほど北條委員でしょうか、おっしゃったのですけれども、3歳未満の8割が家庭にいるのでその人たちに給付をしないから法改正すべきだということに関しては、だから法改正という形で一足飛びにいつてしまうのは少しだけ乱暴ではないかと思えます。できれば、この子ども・子育て会議の場においてきちんと生産的な、前に進むような議論をしていきたいというふうに願っておりますし、また、そういった場にしていけるよう、各委員が努力していくべきなのではないかと思えます。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、北條委員どうぞ。

○北條委員 今の駒崎委員の最後の御提案に賛成でございます。

○無藤会長 坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 私は日本保育協会ですので、保育の必要性が私たちの仕事そのものにかかわることで、今回のことは非常に細かく分けられていていいと思うのです。それで、やはり保育の必要性の認定に当たっての基本的な考え方がずれないようにお願いをしたいと思うのです。基本的には皆様方御存じのように、2010年の総人口が約1億2,000万だとすると、2060年には8,000万人台になる。年少人口は現在1,700万人から800万人を割る。約900万落ちるというわけです。

そういう中において、今回つくられている子ども・子育てのこの法案を通した意義というのは、大きな意味でいうときちんとした出生率の向上と、また幼児教育をきちんとしていこう。その中で保育を進めていこうという考え方なわけですね。

私たちの保育所が、平成20年～25年までの間だけでも待機児童の対策を約20万近く行っているわけです。そうすると、そういう方々がたくさんいるということも事実であります



し、個人の尊厳や出生のことに対して、就労の自由に関して立ち入ったことを言っているのではなくて、現実を踏まえた上になおかつたくさんの方々、若い人たちが子どもを産み、きちんと育てていけるような状況の社会をつくるための必要性の認定ということを考えていかなければならない。

今回行われていることが、非常に大きな意義のある会議だ。それが、母体の数が変わらないで30年間子どもがふえないという状況の中で、少しでも一つでも大きな前進をしていくような仕組みにしていくことが望ましい。大きな話だけをしておきますけれども、そういう意味ではいろいろな方々の保育の場をきちんと設けてあげて、教育の場を設けてあげて、必要性もなるべく広げてあげて、お金をふやしていく意義を問うていくことが大事ではないかと思います。

細かいことは置いておきまして、ここだけ話をしておきます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

榑原委員、どうぞ。

○榑原委員 済みません。2度も発言して申しわけないのですが、皆さんの御意見を聞いていてぜひもう一つだけ。

障害児の関係です。先ほども申し上げたように、柏女委員と私は同じ思いで同じ考えでお聞きしたのですけれども、さらにより積極的に、その障害を持っている子どものために受け入れる必要ということプラス、恐らくそれ以外の子どもたちにとっても、共生社会を生きていく子どもたちが人間として生きていく基盤をつくるこの大事な時期に、保育の世界の中でより多様な人と一緒に生きていくということをおぼ機会としても非常に積極的な意味があるのではないか。

そういう意味でも、障害児をどう保育園、認定こども園などで受け入れていくかということは位置づけていただく余地があるのではないか。日本は高齢化率が3割、4割というようすごい状況になっていくということは、つまり身体や認知にさまざまな障害を持った人たちと一緒に生きていかなければいけない。そういう時代を生き抜いていってもらふ子どもたちをどう育てていくかというときに、学校以上の年齢、就学児以上はやはり教育活動の効果を高めるためにどういう環境を用意するかという観点が必要ですが、それ以前の就学前の子どもたちにとっては多様な人と一緒に生きていく。多様な人が自分たちのコミュニティーにいるのだということをお自然に学んでもらふ機会としても非常に必要であるのではないか。

保育の教育の面として障害児を受け入れ、一緒に過ごしていくという意味をもう少し積極的に位置づけてもいいかと思いました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員どうぞ。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

9 ページのところでは。今回、「保育の必要性」の事由につき幅広に検討いただいて本

当によかったと思っているんですけども、先ほど榊原委員が若い人の就労に配慮したという言葉を言ってくださったので、若い方のインターン就労ですとか、災害復旧のような大きなことは本当に必要なことだと思っています。また、若い方々の地域での継続的なボランティア活動などもあって、こういったことも多分事由になってくるのではないかと考えています。

この事由の書き方等を含め、若い人たちも自分たちに関係があるというふうに捉えられるような表現というのも必要ではないかと感じました。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、幾つか質問がございましたけれども、よろしいですか。

○橋本保育課長 それでは、質問をいただいた点につきまして、若干お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど清原委員の代理の竹内部長のほうから、保育標準時間と保育短時間の区分をせずに認定するようなケースでは、利用者負担はどうなるのかということについての御質問をいただいたかと思えます。この場合においては、私どもの想定しているイメージでいきますと、保育標準時間に即した利用者負担をいただくというイメージで考えているところでございます。最終的には、また公定価格の中での議論としまして、利用者負担を含めた御議論をいただければと思います。それが1点です。

それから、榊原委員のほうから37ページの利用調整の図につきまして、入れなかったところ、「第2希望、第3希望で入所できる施設・事業がない場合、待機児童となる」という書き方につきまして配慮が欠けるのではないかと。また、誤解を生むのではないかとというふうな御意見をいただきました。ちょっと舌足らずであったということを反省いたしております。次回以降、表現ぶりを改めたいと思っております。

それから、佐藤委員のほうから教育標準時間の認定を受けたときの利用はどのくらいの時間になるのかということであります。全体としまして、保育標準時間、保育短時間、教育標準時間、それぞれに即しまして整理をしなければならないと思っておりますが、現在の幼稚園が標準的に開所されているような時間が利用できるような形で保障するというのは当然のことだと思っておりますので、5.5時間ないし6時間というふうに先ほどおっしゃっていただいておりますけれども、当然そういった時間につきまして利用できるものというイメージで考えているものでございます。

それから、北條委員のほうから3歳未満の方々の中で、家庭で保育を受けている方につきましての考え方についての御意見とともにお尋ねもあったというふうに理解しております。

1つは、子ども・子育て支援法の全体の構成にかかわることでございますけれども、子ども・子育て支援法の中には子ども・子育て支援給付と、それから市町村の事業によります地域子ども・子育て支援事業という枠組みがございます。そしてまた、この義務的な給付としてセットされております子ども・子育て支援給付の中には、子どものための現金給

付というものと、それから子どものための教育・保育給付という2種類のものが規定されてございます。

この子どものための現金給付のほうにつきましては、子ども・子育て支援法の第9条の中で、子どものための現金給付は児童手当の支給とするという形になっておりまして、具体的には児童手当法の中で規定がされているということにして、親の就労状況等々と関係なく、この経済的給付として行われる現金給付につきましては所得制限という形のものはございますけれども、それ以外の要素におきましては一律の形での給付になっております。

また、一方におきまして、子どものための教育・保育給付というところにつきましては、それぞれ通う施設なり事業なりといったところに応じました形でニーズに応じた給付を行うという趣旨で、子ども・子育て支援法の19条に基づきまして支給の認定をするというふうな法律構成になっているということをお紹介申し上げておきたいと思っております。

それから、「保育に欠ける」ということと「保育の必要」ということとの違いについても御意見をいただいたかと思っております。これにつきましては、「保育に欠ける」ということの現在の法律上の書き方につきまして、これまでさまざまな御批判もいただいていたことを踏まえて今回の法改正の中で改正をしているわけですが、「保育に欠ける」ということで、「欠けている」ということが欠けているのか、欠けていないのかという極めて二分論的なことになっているのに対しまして、やはりそれぞれの子どもの置かれている状況に応じて家庭以外の場からのさまざまな形での支援といったものが必要ということを、より明確にわかるような形にするという趣旨から、「保育の必要な子ども」という表現のほうが私も適切だと思っておりますし、またそういった観点も踏まえた改正がなされたというふうに理解しておりますが、それが具体的にどういった事由のときにそれに該当するのかということは、まさに今この場で御議論いただいていることになるわけでございます。

それから、認証保育所を初めとします地方単独事業の中で保育を受けている子どもの取り扱いにつきまして、待機児童との関係でのお尋ねがございました。私どもとしましては、保育所を希望したけれども保育所に入れなかったお子さんの中で、地方単独事業といたしまして地方自治体のほうが一定の施設基準等を定め、それに対しまして運営費等の支援を行っているような地方単独事業での保育を受けている子どもにつきましては、待機児童数のほうから除外しているところでございます。

それから、利用者負担との兼ね合いのところにおきまして、高所得の方々の負担軽減ということにつきましての御意見もあつたかと思っております。これは公定価格、または利用者負担の今後の新制度の中での取り扱いについては御議論いただきたいと思っておりますが、現行制度の取り扱いで申し上げさせていただきますと、保育所制度の中での利用者負担というのは応能負担の形になっておりまして、一番高所得の方々につきましては保育単価といったところで限度になるような形になっております。

したがいまして、一番高所得の方々につきましては相当程度、給付としては薄い形、場合によって、給付は一切なくて全額自己負担いただいているような形になっている方も多

数いらっしゃいます。そういったことを御紹介させていただきたいと思います。

とりあえず、御質問いただいた点については大体以上かと思えます。

○無藤会長 ありがとうございます。

続きまして、確認制度につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、資料2をご覧いただきたいと思えます。

確認制度の中で、具体的には3ページをお開きいただきますと、利用定員の関係からいろいろと論点があるわけがございます。それで、このページにも一番下に赤い字で書いてございますけれども、自治体におけるシステム構築との関係の中で、一定の事項につきましては先ほどの「保育の必要性」で申し上げましたようなシステムのテーブル数にかかわるような項目数とか、そういった点についてなるべく早く共通理解に達していただければありがたいという点は、これについても共通でございます。

それで、具体の点でございますけれども、6ページから7ページにかけまして利用定員を設定するときの最低利用定員の設定についての考え方でございます。こちらにつきましては何回か御議論いただいたわけでございますけれども、これまでの御議論の中では7ページの例3ということで書いてございます、施設型給付ないしは委託費の対象となります保育所、認定こども園、幼稚園の取り扱いでございますが、保育所と認定こども園の利用定員は20人以上という形にしまして、また幼稚園については最低利用定員を設けない。この考え方を支持する考え方が多かったように思いますので、そういった形で例3を基本とするということで整理をいたしたいと思っております。

なお、※印で追加してございますように、地域型保育事業のほうにつきましてはまだ最低定員につきましての御議論をいただいておりますが、この点につきましては地域型保育事業についての認可基準を今後御議論いただく必要がございますので、それとの関係と合わせて今後御検討いただきたいと思っております。

続きまして、8ページから9ページにかけまして「子どもの年齢との関係」での設定方法でございます。これまで、8ページに例1、例2、例3、例4といった幾つかの例を示しまして御議論いただいていたわけでございます。

それから、9ページの一番上のところでございますが、先日の会議でおまとめいただきました基本指針のおおむねの案、この中で市町村事業計画、あるいは都道府県事業計画を定めていただくに当たりまして、幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」、あるいは「提供体制の確保、内容や実施時期」、こういったことにつきましては1号の部分につきましては3～5歳を通じて、そして2号の分も3歳～5歳を通じて、3号の部分については0歳と1～2歳を区分するという形を基本にセットいたしまして、地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能といった形にしているところでございます。

「対応方針（案）」でございますけれども、2つの案を提示しておりますが、1つは年度途中の入れかわりにも柔軟な対応ということと、それから今、申し上げました基本指針の中での事業計画の「量の見込み」方の区分との整合性、こういったことを考えまして、

利用定員の設定に当たりましては1号の部分につきましては3～5歳を通じた形、2号につきましても3～5歳を通じた形、そして3号の部分につきまして0歳と1～2歳を区分した形にするというのが一つの案でございます。

それから、さらに「又は」ということで書いてございますが、保育士の必要数とのかかわりの中での職員配置基準との関係、あるいは地域型保育事業、これは0～2歳が対象でございますので、3歳になった段階で地域型保育事業から教育・保育施設のほうに移るということになってくるわけでございますけれども、そのときに3歳児の定員が明示されていることが望ましいという観点から考えましたときに、1号につきましては3歳～5歳、または3歳と4、5歳を区分する。それから、2号につきましては3歳と4～5歳を区分する。そして、3号については0歳と1～2歳を区分する。こういったことで、より細かい形の区分の仕方という利用定員の設定方法も考えられるところでございます。

なお、この下に※印で書いてございますように、柔軟な対応をするために一時的な定員超過に対しては許容することも必要かと思えますし、また仮に定員区分を区分しないという場合におきましても、実質的に利用者のほうへの情報提供ということをしていただくというふうなやり方も考えられるかと思えます。

それから、10ページから11ページにかけましての保育標準時間と保育短時間の区分との関係でございます。こちらにつきまして、都道府県や市町村の事業計画の中では11ページに書き足しましたように、保育標準時間と短時間の区分はしないで事業計画の策定をするという形になってございます。

それとの関係も考慮いたしまして、「対応方針（案）」のところでございますが、柔軟な対応が可能になり、また事業計画との整合性が図られるように上記の例3ということで保育標準時間と保育短時間の区分はしないで利用定員を設定するというを基本とする。

「その上で」ということでございますが、先ほどの「保育の必要性の認定」のほうの資料にもございましたように、一定の定員区分を設けることもできるようにしたいと思っております。その意味で、地域の実情等に応じまして市町村の判断、あるいは事業者の申請によりまして、保育標準時間と保育短時間の区分をすることも可能というふうにしてはどうかということでございます。

それから、12ページ以降は定員割れ、あるいは定員超過の場合の取り扱いのことでございます。

それから、13ページでございますけれども、定員割れについて赤で書き足してございますように、認可定員に対しまして実利用定員が過少である。それが意味、恒常化しているというふうな場合の利用定員の取り扱いでございます。これにつきましては、今後の公定価格の議論との兼ね合いでございますけれども、これまでの議論、あるいは国会での附帯決議に出ておりますような議論等を考慮いたしますと、施設の規模というものを反映いたしました定員規模別の公定価格という考え方がひとつあるかと思えます。そういったことを考慮いたしましたときに、定員規模が大きい施設ほど単価的には低いという考え方

に、今の保育所の運営費の単価などについてはなっております。

そういったことを考慮いたしましたときに、「対応方針（案）」のところでございますが、市町村が設定する確認制度上の利用定員というのは、認可定員数の変更をせずとも実際の施設の利用状況を反映したものとしてはどうかということをごさいますして、そういった形で実際の状況を反映した形で定員設定をする。それが、ひいては実態を反映した形での公定価格の給付というものにつながっていき、それが施設の経営の安定につながっていくというふうなことを考慮した形でこういったものを書いておるところでございます。

なお、※印にございますように、事業計画では確認制度上の利用定員を記載するということになっておりますので、認可定員数と利用定員数の設定に差が生じた場合には、その差分というのは市町村事業計画の中では供給されている量としてはカウントしないということになってまいります。

それから、14ページからが定員が超過している場合の取り扱いでございます。これもやはり認可定員に対して実利用定員が過大である場合、それが恒常化している場合の取り扱いということで御理解いただければと思います。

それで、このページの中にもございますように認可定員、認可というのが一種の事業に対する規制の枠組みの中で行われているものでございますので、それを越えた形で給付制度上の利用定員を設定するということはいかなるものかという点も考慮いたしまして、16ページのほうをご覧くださいますと「対応方針（案）」のところに書いてございますが、給付制度上の利用定員というのは規制法の枠組みの中での認可定員の範囲内で設定することを基本としてはどうかというのがまず1点でございます。

「その上で」ということで、利用定員を上回る受け入れについては他制度における取り扱いも参考としつつ、保育制度の特性や定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割、すなわち年度途中でだんだん利用者数が増えていく保育制度の特性といったことを考慮するというところでございますけれども、そういった役割を踏まえて基準検討部会における公定価格等の議論と合わせて検討してはどうかということでございます。

「備考」のところに書いてございますが、論点2のような実利用定員に即しまして利用定員を設定したような場合でございますけれども、実は利用定員を上回る形で実際に今度が入ってしまうようになっているというケースでございます。「認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を越えて弾力的な受け入れを可能としてはどうか」ということでございますが、「その上で、実利用人員が利用定員を恒常的に上回っているようなケースについては、利用定員を適切に見直すことが基本であるが、利用定員の見直しを行わない場合の取扱いについては、論点3の対応方針を踏まえた検討が必要ではないか」。

たとえばございますけれども、認可定員が180名の施設におきまして、実態に即して利用定員は120名として設定したけれども、実際に入っているのは125名というふうなケースをどう扱うかといった論点でございます。

続きまして、18ページのところは認定こども園の場合の対応につきまして、親の就労状

況が変わった場合も引き続き同じ施設で利用できるようにする。こういうことを、言葉を丁寧にしたものがございます。

最後に、20ページから21ページのあたりにかけましては情報公表の取り扱いでございます。こちらは、20ページの上の「概要」のところがございますように、支援法の枠組みの中で施設、事業者のほうから確認を受けて活動を始めるに当たりまして、都道府県のほうに一定の事項を報告するとなっております。そして、都道府県知事はその報告を受けた後でその報告の内容を公表しなければならないという枠組みとなっております。この枠組みを用いまして、こういった事項を世の中に公表していくのかということでございます。

21ページのところに「検討に当たっての視点」ということで書かせていただいておりますが、現行の幼稚園、保育所、認定こども園の情報公表の仕組み、あるいはこれまでの議論を踏まえて情報公表の具体的項目としては例えば以下のような内容としてはどうかということで、基本情報と運営情報ということで区分いたしておりますが、幾つかの情報を列挙させていただきました。

なお、運営基準のあり方ということにつきまして、基準検討部会のほうでまた御議論いただく必要がございますので、それを踏まえて教育・保育施設や地域型保育事業の類型に応じてさらに検討を深める必要があると考えております。この中で基本情報としては、法人の場合でございますけれども、名称を初め施設所在地等の連絡先、あるいは代表者の氏名、設立年月日などがございます。それから、施設につきましてそれぞれの種類、それから名称、施設長等の氏名を初め、幾つかの事項をこちらに書かせていただいております。

※印がついてございますけれども、認定こども園の場合にはその名称及び構成する施設の名称ということで読みかえていただければと思います。

なお、この中で「職員の状況」ということで職種ごとの職員数、免許の有無、専従兼務、常勤・非常勤の別、勤続年数、経験年数等ということを入れておりますが、こういった事項に加えまして正規・非正規の別ということもさらに項目に追加するかどうかという点は、このところで御意見をいただければとも思っているところでございます。

それから、運営情報のところにつきましては施設の運営方針ですとか、あるいは内容・特徴、選考基準、利用手続を初め、ここに挙げさせていただいているような事項を加えさせていただきます。

おめくりいただきますと22ページでございますが、この提供の方法につきましてインターネットを活用すべきという御意見をいただいているところでございまして、こういったインターネット等の活用を図るべきではないかと考えております。

一方で、事業者や自治体のほうでの過度な負担にならないような配慮ということも必要でございますので、そういった観点も十分に考慮いただきたいと思っております。

それからまた、公表項目の性質に応じまして事業を開始するときに公表すべきもの、それから事業を開始した後に定期的に更新すべきもの、こういったものもやはり考えられるだろうと思っております。

それから、上にもございますように、この確認制度の仕組みを通じて都道府県のほうで公表していただくものと、それから今後の運営基準との議論の兼ね合いでございますけれども、事業者が自ら公表すべきと考えるような内容もあるかと思えます。そういったものとの役割分担ということも、ひとつ考慮いただく必要があるかと思えます。

23ページ、24ページのところには、現在の幼稚園、あるいは保育所、認定こども園につきまして、情報を知らせていくということにつきまして挙げられている項目との対応関係を示したものでございます。

なお、24ページの一番下のところに吹き出しの囲みでございますけれども、「以下については、運営基準と併せて取扱いを検討。」ということで、市区町村のほうに報告をされた重大な事故の記録、あるいは前年度の施設会計、こういった事項につきまして事業者自らの責務との兼ね合いの中で、また御議論もいただく必要があるかと考えているところでございます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問を頂戴したいと思います。

では、宮下委員からお願いします。

○宮下委員 ありがとうございます。

20ページの「情報公表の取り扱いについて」でございますけれども、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園など、全国においては非常に多くの施設ができ、その規模や内容も多様になると考えております。そういう中で、情報公開は必要不可欠なものと考えます。

また、公表する項目や方法についても国として示す必要があり、さらにこれらの情報公開は利用する人にとってわかりやすいものであってほしいと考えます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

量の見込みの件ですけれども、認定こども園の場合の話ですが、特に満3歳児の取り扱いをどのようにしていくかというのは非常に悩ましいと思っております。特に幼保連携型と保育所型認定こども園における2歳児と1号認定の満3歳児という問題が出ると思うのですけれども、施設側の立場として今後基準とか、多分その中で必要になってくると思えます。量の見込み的には全然問題ないのですけれども、施設側サイドとしての問題が出てくるかなという感じです。以上です。

○無藤会長 満3歳児の問題は、もうちょっと考えたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、高尾委員お願いします。

○高尾委員 情報公開の取り扱いにつきまして、資料の21ページでございますけれども、



「運営情報」の中で「事故発生時の対応」とございます。確かに、事故が発生した際の対応の仕方についてあらかじめ定めておいて、それを公表するという点については賛成でございますし、必要だと思います。

ただ、ここでいう事故というものについてどの程度のものを想定しているかというのが漠然とする気がしますし、その定義は人によって異なるということもあるかと思っておりますので、一度議論しておく必要があるのではないかと考えます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、菅家委員をお願いします。

○菅家委員 私も情報公開のところ、公開する主体は都道府県知事が大原則であるということについては認可との関係で理解はできているのですが、しかし、実際にこの情報を活用する人たちは市町村との関係でさまざまなやりとりをして施設を選択するという関係になるわけです。

したがって、住民にとってはやはり都道府県というのは遠い存在でありますので、市町村にきちんとこういった情報が伝達され、市町村を通じて住民、市民、市町村民にそれらの情報が伝わるというケースがやはり一番多いと思うわけです。ですから、その辺の流れがスムーズになるようなことにぜひ心を砕いていただければというのが1点目でございます。

それと、「正規非正規別を項目に追加するか」というのが23ページの※印であるのですが、その上の「常勤非常勤別」の整理と、この「正規非正規別」との整理をきちんとすれば、これは整理できるのではないかと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員をお願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

資料の11ページにある利用定員における保育標準時間、保育短時間の区分の関係については、「対応方針（案）」にある上記例3（保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定する）を支持します。

次に、情報公表の取り扱いにおいて、21ページに※印で「認定こども園の場合は、その名称および構成する施設の名称」という記載について説明をお願いします。

なぜなら23ページの現行制度における認定こども園の公表項目案にある「名称」と重なります。現行の認定こども園は4類型あり、幼保連携型か、幼稚園型か、保育所型か一般の利用者にとっては実にわかりにくい。

新しい制度は新幼保連携型認定こども園についてのみ児童福祉施設と学校を合わせ持った施設類型として、他の類型と書き分け、利用者にとって分かりやすくすることが情報公表にとって必要なことであると思っております。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員、小室委員どうぞ。

○榊原委員 情報公開の制度、公表の取り扱いについてかなりしっかりまとめてくださってありがとうございます。

情報公開が大変、大事であるという御指摘が先ほどありましたが、それと同じように私も考えております。これはこれで十分なのかどうか。逆に多過ぎるのではないか、少な過ぎるのではないかというような確認を今後、特に制度を走らせてしばらくは5年ごとの見直しというものを子ども・子育て会議なりで行っていく必要があるのではないかとも思います。

その際のチェックする観点は、恐らく親が適切に選択できるように、それに資する情報が十分盛られているかという観点と、それから保育の質がどう保たれているのかが外からきちんと判断できるような情報公開になっているのかという観点だと思います。

今後、保育を量的に急速にふやしていこうという中で、これまでの事前規制から事後規制にこの保育の世界が変わっていくということを考えれば、情報公開こそが事後チェックの仕組みとして非常に重要であるということを経験された上で、大事に走りながら育てていくというような位置づけにしていただければと思っています。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、小室委員お願いします。

○小室委員 24 ページの情報公開で、特に「事故発生時の対応」のところです。

事故発生時の対応というのが何を意味するかが、保護者が見たときによくわからないなと思ひまして、事故が発生したらどうする予定かという対応の仕方を書いておく項目なのか、過去に起きた事故にどう対応したかを書く項目なのかがよくわからないと思っています。

親としては、両方知りたいと思っています。過去に起きた事故に関してということも知りたいのですが、これも過去何年分ぐらいまでが掲載され、義務というか、目安なのかというようなことがあったほうが、すごく以前のものというところまでは気にしないと思うのですけれども、どう対応されたのかを知りたいと思っています。

さらに、親の心理からすると、自分たちで書いているだけでは余り安心はできないのかなと思ひ、そこに何か第三者のコメントがあったりするほうが安心できるだろうと思うので、何かしらこのところのどう表現するとよいのかというようなところは、ずれが出ないように目安を定めたほうがいいかと思っています。以上です。

○無藤会長 第三者のチェックというのは運営基準等々とも関係しますけれども、市町村の監査の中でこれらは項目になるものですから、当然そこではチェックされます。

それでは、駒崎委員お願いします。

○駒崎委員 駒崎です。

情報公開のきちんとかうした項目を出してくださったというのは、非常にありがたいと思います。ありがとうございます。その上で、先ほど小室委員もおっしゃっていたように、事故発生時の対応というところ。これは、事故が発生したときにどうするかというの

もちろん大事なのですが、過去、事故があったか、なかったかということです。特に子どもが死亡、もしくは障害が残るような重篤な事故があったかどうか。例えば、子どもがごっつんこをして血が出てしまったとか、そういったことは日々、保育でありますので、そうしたことをあげつらうということではなくて、重篤な事故というものがあつたのかということをしちんと出していくことが必要ですので、対応という部分ではなくその実績を出すべきかと思います。

また、これは先ほどどなたかもおっしゃっていたのですが、都道府県に開設するときこれを書いておしまいというふうになってしまうと、なかなか実際に利用者が使うといったときに非常に使い勝手が悪いものになってしまいます。ですから、これはインターネットを活用する方向とおっしゃってくださったのは大変ありがたいのですが、より具体的に言うと、各園のホームページにおいて情報公開のフォーマットに沿ってきちんとどこかのページに定められた情報公開のものがあって、それを園ごとに、例えば親の立場になると比較できて、なるほど、こういうスペックなのかということがきちんとわかるようなところまで落とし込んでいただかないと、都のどこかのお部屋に書類がうず高く詰まれている、何となく申請すれば見られます。だから公開されていますというような形になりそうで大変怖いので、きちんと各園でインターネットを使って公表するというようなところまで落とし込んでいただけたらと思います。ありがとうございます。

○無藤会長 では、竹内代理人をお願いします。

○竹内代理人 全国市長会から出ております三鷹市です。

1点、14ページの「論点3 定員超過の場合の取扱い」について、「認可制度という規制の枠組みに基づく定員を超えて確認制度上の利用定員を設定することについて、どのように考えるか。」という論点の指摘がございました。

認可定員と利用定員の乖離が常態化することは、指導監督に当たります自治体はともかく、何よりも利用者にとって実際の運営実態がわかりにくく、把握が困難になる可能性がございました。待機児童対策としての適宜適切な弾力化はやむを得ないと考えておりますが、保育及び教育の質の確保という点からもできる限り一致をさせて常時、二重の基準を運用することにならないように検討を進めるべきではないかと考えております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員をお願いします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女と申します。

子ども・子育て会議で議論すべき確認制度以外のことでの要望ですけれども、運営基準については基準検討部会で今後も議論されていくということで、この多くの委員の中にも兼務で入っておられる方がいらっしゃると思いますので、一点、要望させていただければと思っております。その議論をするときに、やはりこの制度が何を指すのかという基本的なところを損なわないような基準、運営基準づくりが大事かと思っております。

1つ目はできるだけいわば包摂的で一元的な制度にしていくという観点、2つ目は質の

向上が図られるという観点、3つ目は量の拡充が図られるという観点、この3つを見失わないように議論をしていく。細部を検討するという事は大事なことでありますけれども、やはり大所高所から見極めていく必要があるんじゃないかと思っています。

それに関連すれば、この制度に入ってくる事業者が増えるような基準にしていく観点を大事にしていく。例えば、幼稚園は入ろうと入るまいと今、自由なわけですがけれども、こちらに入ってこられるようにしていく。それから、利用者にとって利便性がある、あるいはわかりやすいということも配慮しなければならない。余り現行よりも煩雑にならないようにしていくという点も配慮が必要ではないかと思っております。

さらには、質の向上を考えますと、質の向上への事業者の努力とか、あるいはその運営主体や施設長に求められる要件等々についてもしっかりと議論していくことが大事かと思っております。

それからもう一点は、今日さまざまな保育の必要性の認定に当たっているいろいろな事由が挙げられました。そこにはいろいろな観点があって、こうした事由を挙げているわけですね。その背景となるものをしっかりと酌んでいただいて、市町村が留意すべき事項と施設の運営基準が相互に矛盾しないようにしていくという視点が大事かと思われましたので、その点は言わずもがなだったのかもしれませんが、要望として挙げさせていただきました。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員をお願いします。

○尾身委員 東京商工会議所人口政策委員の尾身でございます。

私も、24 ページの公表項目案の②の「運営情報」について意見を述べさせていただきます。幼児期の教育・保育の社会的役割は大変重要ですので、この重要性にかんがみれば、事業の担い手というのは子どもの育ちにしっかりと責任と熱意を持った事業主体であるということが大前提だと思っております。各施設に対しまして、保育の質を担保するための監査などのチェックを適正に行うとともに、その監査結果に基づき利用者など、外部関係者からも保育の質を判断できるように、情報を公開していただくということが重要と考えております。

そのことから、そのページの下の方に先ほども御説明がございましたが、点線の吹き出し部分におきまして「以下については、運営基準と併せて取扱いを検討。」と書いていただいております、その項目の中の、「市区町村に報告された重大な事故の記録」と「前年度の施設会計」について非常に重要な情報公開のことでございますので、これは全ての事業主体に課せられるべきと考えております。

また、さらに「前年度の施設会計」については、施設会計に加えて、それを運営している団体、法人全体の会計を公表することで、より健全な経営が担保できると考えますので、ぜひ追加していただきたいと思っております。

具体的に申しますと、例えば複数の保育施設を運営している団体の1つの園だけを見る

と大変に好評で、好調で黒字が出ていてとてもいい。

一方で、その他を多数の園が非常に厳しい状態で赤字経営になってしまっているというような状況が発生した場合には、そちらの法人全体で見た場合、仮にその赤字のほうの運営がうまくいっていないほうに引っ張られて、突然閉園になってしまうというようなりスクもあるかと思しますので、事業主体全体の会計状況というのを明確に公表していただきたいということを要望いたします。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、井奥委員お願いします。

○井奥代理人 知事会でございます。

8 ページから 9 ページの子どもの年齢区分についてですが、知事会としましてはこれまでも基本指針の議論の中ででき得る限り柔軟な対応が可能となるような制度設計を求めてきたところですが、3 歳以上については 9 ページの「対応方針（案）」の※印の注意書きにもありますような工夫などを用いることで、大きくくりで柔軟な仕組みが望ましいというような意見が多数出ております。

次に、18 ページから 19 ページの保護者の就労状況の変化に対応した利用定員の取り扱いでございます。保護者の就労状況の変化が子どもの健全育成に影響を及ぼさないよう、柔軟な取り扱いを検討していただいているところですが、今後の規制緩和、あるいは女性の社会進出の進展などにより、これまでにないような多様な労働形態も生じてくることが予想されますので、検討に当たっては年の途中の認定変更への対応を含めまして、より柔軟な対応をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員お願いします。

○奥山委員 ありがとうございます。

8 ページ、9 ページの子どもの年齢との関係でございます。今、柔軟な対応を可能とするような仕組みでという御意見もありました。また、幼稚園で第 1 号認定については都市部では 3 歳のところでも希望しても入れないという状況などもあって、そういうことでいうと市町村によっては 3 歳と 4～5 歳というのを分けていくということも現実的なものではないかと感じております。

あとは、情報公開のほうで 21 ページのところですが、やはり保護者のほうにこういった詳細な情報が公開されるということは非常に重要なことだと思います。また、施設側の状況ということで、下から 2 行目に「子ども・子育て支援法第 39 条…により公表・告示された旨」ということがありますけれども、何か施設側に指導があって、それを速やかに改善すれば多分問題ないと思うのですが、そこがもしも指導されていて改善がおくれているようなことがあれば、そういったことはちょっと保護者としても知っておきたいなど

ということがございます。以上でした。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、荒木委員お願いします。

○荒木委員 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会の荒木です。

利用定員のところですか。7ページに出ておりますが、例3を支持したいと思います。

それから、21ページの公表のところですけども、やはり透明性を高める。それから、質の向上という意味で先ほど正規・非正規を載せるべきかどうかというようなお話がありましたが、透明性や質の向上という意味でも必要かとは思っています。

それから、それに合わせて22ページのところで「過度な負担とならないように」ということも合わせて出てくると思うのですけれども、「定期的に更新する」ということの「定期的」というのがどのぐらいなのかということをもたえていかなければいけないのではないかと考えております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

吉原委員、お願いします。

○吉原委員 情報の公表に関してです。まさに質の向上の観点からも、例えば職員の基本姿勢であるとか、あるいは事業を実施する上での行動規範、倫理綱領の策定の有無といったような点にも触れておく必要があるのではないかと考えています。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坂崎委員お願いします。

○坂崎委員 20ページの情報公表の中の「方向性、主な検討項目」の「カ 上乗せ徴収の有無」につきましては、基準部会のほうで論議をきちんと深めていただければありがたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

榑原委員、どうぞ。

○榑原委員 済みません。また追加で、1点申し上げさせていただきます。

先ほど柏女委員が、新制度の理念を踏まえた制度にするということを御指摘されまして、1点私もつけ加えたくなりました。

といいますのは、この新制度の特徴は、従来は余りなかった認定こども園というか、保育、教育、そして地域への子育て支援をフルパッケージで行うような力のある子育ての拠点を増やしていこうということがインプットされているということにもあると思っております。そうしたこども園を応援していくというようなことも制度の中にもう少し明確に入れていってもいいのではないかと考えています。この場合、定員割れであるとか定員超過であるというときの取り扱いについても、認定こども園はより多彩なバックグラウンドの子どもたちを受け入れるという意味で、子どもの変化も起きやすい。

また、3号認定された子ども以外の子どもたちも一時預かりであるとか、地域への支援であるとかという形でも担っていただいている。多様な仕事をしてもらえるような

施設になるということを考えたときに、より認定こども園に参入していってもらおう。認定こども園としての仕事を引き受けていってもらおう。そういったところを応援するような仕組みということを組み込むことも検討してもらってはどうかと思いました。

それは、結果として先ほど北條委員も御指摘されたように、3号認定されて保育にあずかった家庭だけがそのメリットを享受し、それ以外の子育てに専念しているような家庭に不公平になるようなことがあってはいけないという懸念を吸収していくためにも、つまり3号認定されていない子どもたちにもさまざまな支援が行える認定こども園をより増やしていくことが不公平解消にもつながるとする視点にもなると思って申し上げたいと思いました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、一通りお聞きいたしましたので、幾つか質問がございましたけれども、お願いします。

○橋本保育課長 今いただいたお話の中で佐藤委員のほうから、認定こども園の場合の構成する施設の意味というところがございます。これは、改正後の幼保連携型認定こども園制度等の中で、この辺の施設の呼び方をどういった形にするのかというのはまた運用の議論としていろいろ御意見があるところだと思います。

1つの認可という形にいたしますので、その場合には1つの名称だけでいいというようなところもあろうかと思えますけれども、既存のほかの類型、3つの類型等で考えてみますと、幼稚園としての機能を果たしている部分と、保育所としての機能を果たしている部分、このところを現行制度におきましては少なくともそれぞれの名称のところに認定こども園ということをつけながら、別々に呼称をつけているところが一般的でございますので、そういった実情も踏まえてこういった書き方をさせていただいているわけでございます。

このあたりの運用の仕方については、よくよく検討したほうがいいと思えますし、また利用者にとってわかりやすくすべき。まさにそのとおりだと思いますので、そういった観点も踏まえて検討するという事だと思います。

それから、何人かの委員の方から、この情報公表の項目につきまして、事故発生時の対応というのはあらかじめの備えのことを言っているのか、それとも起きたときのことを言っているのかということの御意見、御質問をいただきました。

この資料の中で「事故発生時の対応」ということで書いております部分は、まさに事故が発生した場合にはその施設、事業者としてどういうふうに対応するのかという対応予定事項といえますか、そういったことを書くという趣旨でございます。

それで、実際に起きた記録ないしはそのときの状況をどういうふうにお知らせをするのか。それをすべきかという議論につきましては、24ページの一番下のところに吹き出しをつけてございますように、この重大な事故、先ほどの御意見の中にもありました死亡事故ですとか、あるいは重大な障害が残るような事故、そういったものを念頭に置いておりま

すけれども、そういうものが起きたときのその内容の取り扱いと申しますか、そこら辺の運営基準を今後、部会のほうで御議論いただく際にさらに深めていただいた上で、そのところの住民の方々へのお知らせの仕方ということと併せて検討する必要があるかということで、こういうふうに分けて書かせていただいているところでございます。

それから、清原委員代理の竹内部長のほうから、認可定員と利用定員の乖離があるとなかなか難しいことになるというふうな御指摘をいただきました。私どもとしても、そこは認可定員と利用定員というものは原則的には一致するものと考えております。ただ、どうしてもこれまでの運用の中で、定員の弾力化という形で定員を超過する形で入所しているケースが見られるということもございまして、また、恒常的に定員割れが生じている。だけれども、認可定員のほうは変更をなかなかできないというふうなケースもあつたりして、事実上の利用状況と定員との乖離が出てきているというふうなケースもやはり多く見られるところでございますので、そういった場合の取り扱い方法も定めておく必要があるという趣旨から、こういった論点を出させていただいているということで申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、2つの議題が終了ということで、最後に「その他」でございますけれども、概算要求の状況、社会保障制度改革国民会議報告書等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○長田参事官 資料の説明に入ります前に2点申し上げたいと思っております。

まず、本日、各委員提出資料という資料をお配りしておりますけれども、本日御欠席されております秋田委員からも資料が提出されておりますので、後ほど中身をご覧いただいで共有いただければというお願いが1点でございます。

それから、柏女委員から部会への要請というようなことがございましたが、この部会での議論、議題と、それから親会議での議論、議題というのは非常に密接にかかわる部分も多々ございますので、しかるべきタイミングで親会議への情報の共有でございますとか、場合によりましてはかなりの委員の先生方に親会議と部会を兼務していただいておりますので、合同で会議を開催をするといったようなことも含めまして考えていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、資料3に基づきまして概算要求の関係についてご説明いたします。

1ページの部分ですけれども、新制度になりますと子ども・子育て支援の関係給付でありますとか、事業に必要な予算というのは基本的に内閣府に一元化をされることになるわけでございますが、現状におきましては内閣府が直接的な事業の予算というものを持っておりませんので、内閣府における来年度の概算要求は周辺的な内容が中心でございます。中身についてはご覧いただければと思っておりますが、この資料の1ページの一番下に「保育緊急確保事業費補助金」というものがございまして、それにつきまして御説明を申し上



げたいと思います。

2ページから3ページのあたりでございます。子ども・子育て支援法の附則におきましては、保育緊急確保事業なるものを実施するということになっております。その実施目的というのは2ページに整理をしておりますとおり、新制度が本格施行する際にその給付なり事業が円滑に実施をされるように、いわば準備的にそうした事業を前倒しで実施をしようというものでございます。

ただ、具体的な中身は、今後、内閣府令で定めることになっておりまして、具体的に何をするかということはこれからの整理になるわけですが、基本的には消費税の引き上げ財源というものを想定して実施をしようというものでございます。

したがいまして、8月末が概算要求の締め切りであったわけですけれども、8月末の段階ではどうか、現時点でもそうでございますが、消費税が予定どおりに引き上げられるのかどうかといったことの判断が政府としてなされていないという状況でございますので、通常の概算要求というのは具体的な内容と額を示して要求するということですが、現時点におきましては冒頭でございますとおり、消費税率の引き上げの判断を踏まえて保育緊急確保事業の内容について予算編成過程で検討するというような形での事項のみの要求になっているということだけ紹介をさせていただきたいと思います。

引き続きまして、文部科学省関係でございます。

○蝦名幼児教育課長 お手元の資料の5ページをご覧くださいと思います。幾つか、幼児教育関係の概算要求で御紹介をさせていただきたいことがございます。

1つ目が「幼児教育に係る保護者負担の軽減」で「無償化に向けた段階的取組」とございます。幼児教育の無償化ということにつきましては、本会議でも6月に政府与党で会合が行われまして方向性が示された際に御紹介をさせていただきましたけれども、特に新制度のもとでは幼保を通じて施設型給付というものができるといったような変化もございます。そこでは、幼保を通じた扱いの共通化ということが求められることとなります。

そういった新制度の施行を視野に置いて、特に26年度に向けましては幼稚園、保育所、それぞれで保護者負担のルールが異なっている部分につきまして、これをできるだけ平準化をしていこうということで、具体的には幼稚園就園奨励費の補助の金額を大幅に増額するという内容で現在要求を行ってございます。

その要素として、1つ目は低所得世帯の保護者負担につきまして、保育所は特に生活保護世帯については保育料を取らないということが前提になってございますが、幼稚園就園奨励費の予算の上ではこれを一部負担していただくということになっている部分について、保育所と同様にここの部分を保護者負担がない形で予算を組みたいと考えています。

また、2人目、3人目以降の子どもさんがいる多子世帯の保護者負担については、一定程度幼稚園も軽減をさせていただきますが、まだまだ保育所のルールと同様の取り扱いが確保されていない部分がございますので、これも保育所のルールにできる限り合わせていくことによりまして、予算額にしますと約104億円増という形での要求に来年度に向けてなっ

いるわけでございます。

1ページおめくりいただきまして、それ以外にさまざまな予算がございます。概略を御説明できればと思いますが、6ページの2として現在私立幼稚園の施設整備におきましては既存施設の耐震化というものが非常に大きな課題になってございますので、このための必要な予算を計上いたしております。

また、3番、4番、いずれも教育の内容、質にかかわるものですが、3番としては現在の幼稚園教育のさまざまな課題について各地域でもって共有していただき、それを全国レベルでも優良事例の横展開などもしていけるようにということで事業を組んでございます。

合わせて、「質の高い幼児教育・保育の総合的提供等推進事業」という中では、これは幼保を通じた課題というふうにも今日的には言えると思いますが、小学校との連携をどうしていくかといったようなこと、幼保を通じた教職員の合同研修をどう考えていくかということ、あるいは指導方法の改善、工夫をどうやっていくかということについて、実践的な研究を行うといったようなことを来年度に向けても行いたいと考えてございます。

その次の7ページ目に6番とございまして、「私立高等学校等経常費助成費補助（幼稚園分）」とございます。これが、現在の私立幼稚園に対する財政支援の中核をなしている私学助成でございます。これにつきまして、来年度に向けての要求内容の特徴としては、「（2）特別補助」とありますところの子育て支援推進経費、具体的には預かり保育などを幼稚園は現在私立では95%くらいの園で取り組んでいただいておりますが、この部分について充実をさせていきたい。また、幼稚園における特別支援教育についてもかなりの増額を来年度に向けても行っていきたいということでございます。

来年度に向けての幼児教育関係の予算の概要は以上でございます。

○定塚総務課長 続きまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局関係の概算要求の概要につきまして、8ページ以降で御紹介をさせていただきます。

雇用均等・児童家庭局におきましては8ページの「主要事項」にありますとおり、第1は子ども関係、第2は女性の活躍関係、または復興関連予算ということで要求をいたしているところでございます。

次の9ページをご覧くださいますと、概算要求額がございます。全部で2兆円余り、大変大きな規模でございますが、この大半が児童手当、1兆4,000億円余りでございます。

また、先ほど内閣府予算でも御紹介がありましたが、この9ページの下の注のところをご覧くださいますと、税制抜本改革に伴う社会保障の充実等の支出の増については予算編成過程で検討するというようになっております。また、安心子ども基金の事業の取り扱い等についても予算編成過程で検討するというようになってございまして、こうした事項については上記の概算要求額、要求事項には含んでおらず、今後検討するというようになっております。

次の10ページは、新制度と直接関連する経費ではございませんで、参考までの御紹介ですが、各省庁で設定をしております優先課題推進枠といたしまして子ども関係で2点、「地

域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化」、こちらは内閣府に置かれました「少子化危機突破のための緊急対策」、タスクフォースの提言等を踏まえての要求をしているもの  
でございます。

また、もう一点が「ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化」ということで、子どもの  
貧困対策の強化等関連から支援を強化するというものでございます。

次の11ページ以降で各事項を紹介しておりますが、新制度と特に関連が強い事項のみ御  
紹介させていただきます。

最初の第1の「1. 待機児童解消などに向けた取組」という項目でございますけれども、  
(1)といたしまして「待機児童解消策の推進など保育の充実」ということで、保育所な  
どの受け入れ児童数の拡大を図る。また、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育  
等の充実を図るという経費を計上しております。

また、(2)といたしまして「放課後児童対策の充実」を引き続き図るということで  
ございます。

こうした事項については、子ども・子育てビジョンに基づいて計画的に充実を図ってき  
ているところでございまして、今回もこれに基づいて要求をしているものでございます。

なお、保育所等の施設整備、また人材確保の事業につきましては安心こども基金で補正  
予算により計上してきているものでございまして、先ほど申し上げたようにこの点につ  
いては予算編成過程での検討としているところでございます。

また、保育所関係ではもう一点、最後の16ページでございますが、復興関連といたしま  
して「児童福祉施設等の災害復旧に対する支援」として引き続き必要な額を計上してい  
るところでございます。

以上でございます。

○長田参事官 引き続きまして、社会保障制度改革国民会議の関係でございます。

この国民会議には当子ども・子育て会議の大日向委員、そして榊原委員も参画をされて  
おりましたので、私から説明をいたしますのも大変僭越でございますが、便宜御紹介をさ  
せていただきたいと思います。

まず、そもそもこの社会保障制度改革国民会議というものでございますけれども、昨年  
の8月に、子ども・子育て関連3法が成立をした際に、合わせまして税制関係の改革法等、  
社会保障と税の一体改革という中で関連法が成立をしております。

その中の一つといたしまして、社会保障制度改革推進法という法律が定められてござ  
います。この改革推進法の中では、一方で税制改革による安定財源を確保しながら、持続可  
能な社会保障制度の確立を図るために社会保障制度の改革を進めるということが定められ  
ておまして、その具体的な改革の内容を有識者の会議でもって検討をし、それに基づく  
「法制上の措置」を講ずることとされているものでございまして、その改革推進法に基づ  
き設置をされた会議がこの社会保障制度改革国民会議でございます。

中身は時間の関係で、特に子どもの関係に限ったところで紹介をさせていただきますが、

資料4-1の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず少子化対策の意義ということの位置づけの中では、1つ目の○にございますように、社会保障の持続可能性あるいは経済成長という観点からも、子どもたちの支援というのが社会保障制度改革の基本であるというような位置づけ、また今回の新制度に関しましては3つ目の○の部分でございますけれども、子育て支援というものが社会保障の一つと位置づけられたのは歴史的な大きな一歩だという評価がなされております。

その上で2でございますけれども、「子ども・子育て支援新制度等に基づいた施策の着実な実施と更なる課題」が提起をされておりました、それぞれ(1)から書かれてございます。

新機軸といたしましては、(3)のところで「妊娠・出産・子育てへの連続的支援」という視点が重要だというようなこと。それから、(4)の「ワーク・ライフ・バランス」の点に関しましては2つ目の丸のところで「次世代育成支援対策推進法」の延長・見直しについて積極的に検討すべきというような方向性。それから、3つ目に育児休業の取得促進というような観点から、育児休業期間中の経済的支援の強化を含めた検討というようなことが盛り込まれております。

それから、6ページの部分ですけれども、3の(1)でございます。既に国会の附帯決議等でも指摘がなされておりますけれども、消費税財源で確保された0.7兆円にプラス0.3兆円超の確保ということの必要性を、改めてこの国民会議でも確認をされております。

さらに(2)のところで、その新制度に必要な財源確保の重要性は言うまでもなく、さらに少子化対策について幅広い観点からその財源確保と取り組み強化について検討すべきといったような視点が盛り込まれております。

それを踏まえまして資料4-2ですけれども、先ほど申しました社会保障制度改革推進法の中ではこの国民会議の議論を踏まえて政府は「法制上の措置」を講じるということが定められております。その「法制上の措置」の骨子というものが、去る8月21日に閣議決定をされております。

2ページの部分でございます。「少子化対策」ということでございますけれども、1つは先ほど国民会議の報告書がございました社会保障制度を維持する観点から少子化対策の意義ということが盛り込まれ、さらに就労、結婚、妊娠、出産、育児の各段階に応じた切れ目ない支援というような視点などが記載をされております。

その上で具体的な取り組み、特に消費税財源を活用して取り組むべき事項ということで、3つの点が書かれてございます。当然この新制度に基づく給付事業、それから先ほど申し上げました保育緊急確保事業、そして3点目といたしまして社会的養護のために必要なものも明確に取り組むべき内容として整理をされております。

さらに、(2)で次世代法の延長についての検討ということが盛り込まれております。

以上でございます。

○橋本保育課長 続きまして、お手元の参考資料2ということで横長の1枚紙がございま

す。「保育所待機児童の解消について」というものでございまして、今年の4月1日現在の待機児童数につきまして昨日公表いたしましたので、それを御報告させていただきたいと思っております。

平成25年4月1日現在の待機児童数が2万2,741人でございまして、前年の同期に比べまして2,084人の減少でございました。それまで3年連続の減少でございすけれども、過去2年の減少が700人ずつ程度でございましたので、今年は2,000人を超える減があったということで、それぞれの自治体における努力の成果の表れというふうに受けとめております。

また、この表にございますように、低年齢児が約8割を占めているということ、また大都市での部分が約8割を占めているという状況でございまして、こういった状況に対応した対策を今後とも講じていく必要があると考えております。

「待機児童解消加速化プラン」によりまして、平成29年度末までに待機児童の解消を目指すという方向のもとに今後も努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次回の日程につきまして事務局からお願いいたします。

○長田参事官 本日も長時間の御議論、大変ありがとうございました。

次回の日程でございますが、10月3日10時～12時ということで予定をしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、「第6回子ども・子育て会議」を終了いたします。お疲れ様でした。

～ 以上 ～